

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成23年9月27日（火曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者兼
出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

震災復興推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君
教育委員会部局 教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午前10時00分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

委員各位には、決算審査中ではありますが、東日本大震災対策特別委員会開催に当たりまして、ご協力に感謝を申し上げたいと思います。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の会議は、9月4日に開催しました本特別委員会において付託されております議案第81

号財産の取得についての審査が途中であり、また調査事件であります被害状況及び復旧状況についての調査が未了でありますので、引き続き開催するものであります。また、すでに付託され審査しております議案第82号平成23年度南三陸町一般会計補正予算、議案第83号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算、そして第11回定例会において本特別委員会に付託されました陳情11の1西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保についてにつきましても追加しまして、継続して審査していきたいと思っております。

本日の特別委員会の進め方は、初めに審査事件で前回審査の途中であります議案第81号財産の取得についてを行い、次に調査事件であります被害状況及び復旧状況についてを行った後、継続審査としまして議案第82号平成23年度南三陸町一般会計補正予算、議案第83号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を行い、その後陳情11の1西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保についての順番で進めてまいりたいと思っております。

また、8月22日の第9回臨時会、8月30日の第10回臨時会、本特別委員会において、議案審議における提出者の説明、担当課長等による細部説明、補足説明まで終了しておりますので、質疑をいただきながら討論を踏まえ、委員会としての考え方をまとめてまいりたいと思っております。

ただし、継続審査としております議案第82号平成23年度南三陸町一般会計補正予算、議案第83号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算につきましては、南三陸町を一日も早く復旧、復興を図るための緊急的予算でありますとともに、本定例会に補正予算の追加も予定しておりますことから、質疑終了後、討論、採決を行いたいと思っております。

なお、本日予定した調査事項が終了することが困難であると判断した場合は、議事の進行状況を見ながら会議を延会し、改めて特別委員会を開催し、継続して審査することといたします。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めてまいりますので、委員皆様のご協力をお願いいたします。

ここで、町長よりあいさつがあればお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

9月定例会開会中の中でございますが、東日本大震災特別委員会の開催をしていただきまして、議員の皆様には感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

ご案内のとおり、今委員長の方からお話しがりましたように、かねてより特別委員会に付

託をされておりました議案3件につきまして、これまで執行部といたしまして議員の皆様方にもご説明をさせていただきましたが、慎重にご審議を賜っておるところでございますが、ひとつ本日もよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げますとお願いを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつにかえたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 初めに、議案第81号財産の取得についてを議題といたします。

担当課長による細部説明まで終了しておりますが、補足説明をお願いいたします。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） おはようございます。

ただいま、委員長の方からもお話がございましたが、既に財産の取得につきましては細部説明が終わっております。本日、ご説明いたしますのは補足説明ということで、お手元にお配りの西戸・折立・水戸辺・在郷地区の集団移転に関する意向調査、それとあわせて開催しました説明会の開催状況について補足説明をさせていただきたいと思います。

今回の調査等におきましては、土地の先行取得につきまして地域意向など細部の意見がわからないというご指摘があったことから、防災集団移転促進事業の現行制度を説明した上で、地域の方々の意向調査を行ったところでございます。

それでは、最初に1ページ目の意向調査の回収状況についてご説明いたします。

意向調査につきましては、9月1日から9月9日までの期日で実施をいたしました。今回4地区のすべてを、被災していない世帯、町外に被災後転出した方も含めた346世帯で実施をいたしております。回収につきましては227世帯、回収率が65.6%でございました。

次に、防災集団移転促進事業の説明会の開催状況でございます。

9月6日から8日までの3日間、6会場で実施をいたしました。参加者の総数は183名というふうになっておりまして、町外転出者等も含めた346の世帯に対します出席率にしますと52.9%の参加状況でございました。説明会での主な意見等につきましては2ページ、3ページに記載してございますが、土地利用につきましては移転先の土地について100坪では狭いといった意見、あと被災した土地の取り扱い、このほか移転先の用地の早期確保、国道398号、J R気仙沼線の復旧の方向性についてご質問、ご意見が多く出たようでございます。そのほかにも西戸地区などにおかれましては、町の示した土地利用計画案の中というわけではなく、もう少し西戸寄り、近くに造成できないかといったご意見も出されてございます。

次に、意向調査の結果についてご説明いたします。

4ページから7ページまでにつきましては、それぞれ回答者ご自身の状況について集計をしております。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

町で示しました戸倉中学校の南側への移転意向について質問したものでございます。移転したい、または条件つきで移転したいという意向につきましては、合わせますと74%ほどございました。そのほかに、移転したくないと回答した方32名のうち、10ページになりますが、その理由として経済的に新居を建てられないという方も移転の意向はあるものというふうな判断をいたしますと、全体では約80%の方が移転したい、又は条件つきで移転したいといったような回答が寄せられてございます。

9ページには移転するに当たっての条件の部分を回答していただいておりますが、移転先の面積要件、先ほど申し上げましたが100坪という部分、それと基本的に賃貸借だと、これはあくまでも現行制度のお話でございまして、それへの懸念、公営住宅の整備などが課題であるというふうなことがあらわれてございます。

移転したくない理由につきましては、10ページに記載のとおりでございます。先ほどもお話ししましたが、経済的に新居を建てられないからというのが、どちらかというとな移転したくないというよりは、それなりの公営住宅等の整備を望むものと、前向きな部分での回答かと思えます。自立再建をしたいという方が、全数からすれば多いような状況でございます。

最後に、11ページになりますが、公営住宅の意向を確認した設問でございまして、公営住宅の入居希望は40%の方があるということで、かなりニーズが高いといったような状況でございます。

いずれ、懇談会、意向調査をとおしまして、町が示しました土地利用計画案につきましてはいろんなご意見も寄せられましたが、今後におきましても戸倉地域の中心地域であるといったような観点から、一定のご理解は得られているものというふうな印象を受けてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。山内昇一委員。

○山内昇一委員 おはようございます。

きょうは、朝から重要な審議ということで、私も一言お話ししたいと思います。

今回、3.11大震災においては、当町は甚大な被害を受けましたが、全町がそういう被害に遭

ったわけですが、戸倉地区等においてもこういうふうな被害に遭っているわけでございます。

今回の案件となっています土地の取得につきまして、106ヘクタールという広大な土地ではございますが、いわゆる国道45号線、そういった主要道にも面しておりますし、さらにまた非常にいわゆる集落に近いといった利便性もあります。そういった中で、今後の利便性はもちろんのことニーズもあるということなので、ぜひこの土地の取得が本町の復興に向けての先駆けとなるのではないかと思います、そういった中で当局の考えはどうか、一言お伺いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） ただいまのご質問につきましては、これまでも戸倉地域の中心地域になり得る市街地形勢を図れる場所として、町としては議員がおっしゃるとおりの方向性だと思っています。また、先般の議会等でもお話ししましたが、JR気仙沼線の復旧がなかなか見えない中、現在被災を受けていない戸倉の地域まで折り返し運転という要望もしていることから、町の玄関口としての役割としても担えるのかなという観点からこの場所につきましては、非常に戸倉地域が適地であるという認識であります。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 今、課長からお話しいただきましたが、いわゆる職住分離、高台移転というのが今回の震災の大きな重要なかぎだと思っています。そういった中で、隣接する土地がそういういわゆる移転先となるのであれば、これはまことに結構な話ではないかなと思ったところがございます。少しこの土地については、まだ議員の中では大方の合意は得られていると思いますが、まだいわゆる時間不足といいますか、そういった点も見られますが、やはり今回この利用についてはやはり早急に進めるべきではないかと思います。

そこで、今後のこの106ヘクタールに及ぶ土地というのは住宅地にしては少し多いんですが、そのいわゆる住宅地以外の活用、利用といったものを当局ではどのように考えているか、もしそういうお考えがあればお聞きしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） この土地利用計画案につきましては、以前にもお示したところございまして、106.8ヘクタールのうち大体38ヘクタールほどが住宅地であったり企業誘致、福祉の施設誘致のゾーンであると。残りの69ヘクタールほどが森林の環境保全を保つスペースであるということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 町民の方は、多くの方が被災しております。その中で、仕事、雇用の場もないといったような方が多いと思います。今後の定住化を進めるに当たりまして、やっぱり雇用問題、そういったものが重要かと思えます。そういった中で、この土地のいわゆる森林環境の部分、69ヘクタールといったような広大な土地を今後、いわゆる工場誘致、そういったことが可能であれば当局として進めて、第2の商工団地ということも議会の中でお話があるようですが、そういったことの活用を進める考えはないか。もし、そういうふうにできれば私はいいのかなと思いますが、雇用対策に向けての取り組み、そういった考えがあればお願いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 現在、土地利用計画案で示しておりますのは、机上の上での造成適地という部分で、それ以外は森林環境をそのまま保つといった考えでございますけれども、いずれ詳細の現地等の測量とかを踏まえて、そういった適地がもう少し拡大できるのであればそういった土地利用計画も考えていきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 意向調査の結果の資料でございますが、いわゆる移転を希望するという方々は条件つきも含めますと74%が希望しておると。それで、問題は、条件つきで移転をしたいというふうな回答があるわけでございますが、その次に6番目で移転の条件として、移転する土地が自分のものになればという方々が40%おるということでございます。それから、主な意見や要望等という資料がございますが、この中で土地や土地利用についてという設問の中で「移転先の土地は賃貸借が基本なのか」と。それから、町の考え方、対応という項目の中で「現行制度では賃貸借が基本です」と。それから、「やがては一定期間の後に払い下げる可能性はあります」というふうな、何かぼやっとした表現というか、この辺のいわゆる将来的な見通しというものはどうなっているのかをお伺いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） これは、先進事例を用いてご説明した回答の一部でございます。先進地でも、同様に防災集団移転促進事業を適用して国庫補助金を返還して分譲したといったようなケースもございます。ただ、現時点ではどうしても最初の頭に来るのが、賃貸借が基本という部分でございますが、この辺につきましましては国の方に制度の改正も含めて要望しておりますので、国の第3次補正でそういった見通しも示されるのかなと。

新聞等では、少し賃貸借以外の分譲方式についても検討しているという情報が流れているよ

うですが、まだ私どもには正確な情報が入ってきておりませんので、今後その制度の改正についてちょっと見きわめていきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 わかりました。いずれ、基本的には戸倉地区におきましては、いわゆる地域の中心地という形でございます。多くの被災地を抱えましてこれから個々に移転するというところで、大変なかなか個々には対応できかねるという方々が多いんだろうと思います。

前者も申し上げましたように、復興を本当に進めるならば、まずもって住民の安住の場あるいは公共施設の配置の仕方とかいろんな方面から検討をした場合、やはり有効な土地の取得だというふうに私は考えます。したがって、今課長がお答えのように、先進事例ということで今後制度改正もあり得るということでございますが、町長ぜひその辺もいわゆる移転を希望する方々が将来的に住みやすい、暮らしやすいというふうな形で移転できるような要望を、ぜひ政府の方に今後も継続して要望していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 おはようございます。

前回いろいろ説明があったわけですが、9,300万円。これを説明の中では、復興の特別交付税になるというような説明がありました。この辺を確認したいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 全体で今回の取得を目指している土地につきましては、106.8ヘクタールでございます。その中で、防災集団移転事業として造成する部分、活用する部分、それが公営住宅の面積等も含めまして、公共用地も含めると約20ヘクタールをちょっと超えるぐらいでございます。

その部分につきましては、防災集団移転促進事業の国庫補助になり得るものというふうに考えてございまして、残りの部分につきましては町の持ち出しでの措置という形になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 なかなか本当に9,300万円は高いのではないかという意見も大分出されました。先ほど、前者の中でもありましたように、国庫補助、これを制度として国に働きかける町としての動きが本当に大切ではないかと思っております。

私もこの西戸・折立・水戸辺・在郷地区の集団移転に対する意向調査を読ませていただきま

した。これを読みますと、本当に一刻も早い皆さんの持ち家、安住の地が欲しいというそういう意向がずっと貫かれておりましたので、広いのではないかという意見もありましたけれども、私はこの取得することによって将来何にでも利用できるという観点から、本当にいい土地ではないかと思っております。

そういう点で、9,300万円の出どころ、そういう点を含めまして、ぜひ詳細に国の補助制度を改正しながらそれを目指してほしいなど、町としての意向を聞きたいなど思っていますが、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 議員ご指摘のとおり、先ほどもほかの委員さんからもご質問があったとおり、いずれこの地域の方々に早く住む場所をここだというふうに明らかに示せるように、今後も努力していきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。小山幸七委員。マイクを使ってください。

○小山幸七委員 この9ページの6番に移転の条件というところがあるんですけども、このようにやはり今海岸沿いの方々は漁業をしている方々が大半だと思われまます。それで、その方々が集団移住、集団移転あるいはそういうところに行くにしても、100坪より広ければというは確かにあるんです。今、何もなくてサラリーマン的な生活であれば100坪でいいと思われるんですけども、やはり漁具を入れたり、あるいは農作業の物を入れるという建物を小さくても建てようとするなら、100坪では足りないと思います。それで、それより広ければというこういう注文、要望が出ていると思われるんですけども、そういうところは何とか広くできない物ですか、100坪以上に。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） この件につきましては、この戸倉地区だけではなく全町的な部分でございまして、100坪以上欲しいという産業形態を含めて農漁業を営んでいるという部分からすれば、当然そういったご意見が出るものというふうに思っています。この件につきましては、国の方には要件緩和ということでお願いをしているところでございます。まだ、その状況が見えないところでございますが、仮に倉庫という部分でございましたら、防災集団移転促進事業で共同の倉庫というものも補助要件の中にございますので、そういったもので対応も可能ですよといったお答えはさせていただいております。いずれ、国の制度の概要が見えてこない、ちょっとこれが緩和できるかどうかという部分はちょっと不透明な状況です。

○委員長（西條栄福君） 小山幸七委員。小山委員、マイクを使ってください。

○小山幸七委員 いろいろ集団移転に関しては、阪神・淡路大震災あるいは山古志村、または宮城、岩手の地震とかでいろいろな面でこういう集団移転の移転になる、あるところでは最低5件、あるところでは10件、法的には地域の同意が得られればとかとたしかいろいろありましたけれども、そういうところをもう少し詳しく説明していただければ。

なお、公共施設あるいは上下水道などは国ではつくとか、ここには一応説明はしてあると思われるんですけども、実際にここを見ますと書いていないもので、そういう面ももう少し詳しく説明することによってまたたくさんの希望者が出るかと思われませんが、その点はいかがですか。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） そういった質問には、ライフラインに関するものは防災集団移転促進事業の対象になるであろうというお話で地域の方々にはご説明をしておりますので、一定の理解はされているのかなというふうに思います。

それと、先ほど来の賃貸借という部分につきましては、これも戸倉地区に限ったわけではございませんで、まずこの事業の特色だというところがございます。国の方では、まずは土地の取得をするためのお金を負担していただくというよりは、住まいを建てるといったところに最初のお金を投資していただきたいという観点でありますので、その後に分譲といいますか、払い下げといいますか、そういった制度の転換については、国の方も柔軟に考えていきたいという話も出ておりますので、まだ制度が固まってはいない状況ではございますが、いずれ制度の改正を見きわめながら、改めて地域の方々にはご説明する機会を設けたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

説明は執行部の方からいろいろ詳しく聞いていますが、そのほかまだこちらの方に伝わっていない部分でちょっとお聞きしたいと思います。

戸倉地区は、11地区のうちで10地区が壊滅的な状況で、復興・復旧に向けても一番その復興の体制として遅れている地区と私は感じています。そういった中で、高台移転という方向でゴルフ場の跡地ということで行政の方から提示がされました。ただ、今の戸倉地区を見ていると、安全性を考えた場合、道路あとは海岸線、その辺の復興時期はどんな形で今後推移していくのか。

あと、この高台移転に当たっては、造成関係とかいろんな面で町の財源も使うと思うのです

が、造成は大体どれぐらいこの復興に当たって町の方では計算をしているのか。

あと、住居移転はいつぐらいになるのか。大体でいいんですけれども、その計画を教えてください。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 道路、国道45号、398号、そういった部分も含めてなんですけど、まだどのようなスケジュールで進むかという話は伝わってきておりませんので、回答はできない状況でございます。

それと、造成費につきましても、つかみの数字ではじいているところでございますので何とも申し上げられない状況ですが、概算でつかみの数字としては111億円ほどの造成費用、それからライフライン費用、そういったものを見込んでございます。

それと、今後の事業スケジュールということでございますね。そういうことでございますが、いずれ土地の取得がなされた場合、時期にもよりますが年度内には細かい地域との調整も含めて実施設計までもっていききたい。来年度からは、山の造成、木を切ったり、造成工事にできれば着手したいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 先月、県の国土交通省の方に議員団でもって陳情を兼ねて説明を受けに行ったんですが、そのときの説明ですと海岸線の復旧に関しては2年、道路に関しては5年というような提示を受けました。そういったこともまだ町の方ではつかんでいないというような方向なので、ぜひその辺を国県の方に行って、どんどんその辺の方向性を確認してほしいと思います。

そして、造成費用111億円が概算ということですが、多額のお金は国から来るお金もありますが、町の一般財源としていろんな形で資金が出されるわけなんですけど、この辺の戸倉地区も大切ですが南三陸町、そして歌津地区、志津川地区、この辺の平等とか公平性を含めた場合に、この111億円は果たしてそれは妥当なのかと私は疑問に思います。そういった造成費がかからない場所もあるのではないかなというような考えを私は持ちます。昨日も同僚議員が、ホテル観洋裏の山手に15ヘクタールのすごいすばらしい見晴らしのいい土地があると。ここに大々的な戸倉地区の第2の生活場所として、この土地は基本的には町のものだと聞いています。そういった場所もあるように思いますが、その辺は町としてきのうの問いの中でも、町の方では考えているみたいな話も聞いたように私は受けとめました。そういったことも含めて、ゴルフ場跡地でしかないのか。

あと、期日についても来年から造成を始めると。そして、果たしてそれがいつ入るのかというのが、来年始まったら再来年、2年後というような形の方向なんでしょうか、今の話でいうと。その辺をもう一度お聞かせください。

とりあえず、この3点をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 黒崎の土地については、町有地があるということで有効な土地かというふうな認識はしておりますが、いずれあの地区に戸倉の当該地区の方々というお話しになりますと、なりわいの問題、これまで漁業を営んでいる方、農業を営んでいる方、そういった方はやや離れる場所になるという部分が、地域の方に受け入れられるかどうかというのはちょっと疑問の残る部分ではございます。

それと、スケジュールで末端の方をお話ししなくて大変申しわけなかったんですが、前にも防災集団移転促進事業の整備事業のスケジュールという部分をご説明した経緯がございますが、基本的には2カ年で実施しなければならない事業というふうに国の制度上定まっております。来年度、仮に着手したとすれば、平成25年度後半には家が建てられる状態にしなければならないといったようなスケジュールでございます。これは、この地区だけではなく、そもそもこの事業でやる部分はそういったスケジュールというふうになりますので、ご理解をいただきたいと思います。（「あと志津川地区と歌津地区と戸倉地区のこの平等性に関して」の声あり）

○委員長（西條栄福君） どうぞ。

○震災復興推進課長（及川 明君） 平等性という部分につきましては、町は命を守る土地利用ということでこれまでもお話をしてきております。そういった中で、高台に新たな市街地形成、住宅地を設けるということについては、相当数の金額がかかるというお話しもしております。そういった中で、この部分はあくまでもつかみの数字ですので、100億円を超える金額が戸倉地区だけが特別かといった部分についてはそうでもないかと思えます。志津川地区、歌津、南三陸町全体で1,400億円かかるだろうというお話を前にも説明させていただきました。その中で、4地区で、111億円が平等性という部分で欠けているとは思えない数字なのかなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 財源に関しては、なかなか町の財源も厳しい中でこういった戸倉地区に111億円。この財源は平等性という意味合いではなくて、早く住民を高台に移転させるというような

町の方向性、これは間違いないと思います。

ただ、平等性を考えた場合に、志津川地区においては3事業のもとで代替地を借り上げてもらって100坪の土地を与えられると。戸倉地区の方は、集団移転の方の事業でとりあえず年4万円の賃貸でもって土地を借りると。そういった場合に、自分の土地に愛着があると思うんです。その土地の今後というものがまだ定まっていない中で、一番は自分の生まれた場所に住みたいという人があった中で、津波で流されて土地も何もないところに、その人がどうなるかといったときに、志津川に当たってはその分の代替地を準備して、戸倉地区に当たってはその代替地ということを考えていないような私は気がします。そういったすべての面をクリアして、高台移転というような方向が私はあるのかなとそのような考えを持ちます。そのことについて、どう考えているのか、行政の方では。

あと、今回台風15号が来て、また戸倉地区の水源に被害を受けて一時的に、今週いっぱい水源、飲料水の確保ができないと。私が一番心配するのは、戸倉地区は大体が海岸線にあります。津波もさることながら、低気圧被害もありました、2年前。そういったものを考えると、今後世界的な気象の異常があります。南の愛知県紀伊半島、四国、九州の方でも被害がありましたが、この台風の動きによって随分状況が変わってくると思います。今回、東北地区はジェット気流のせいで時速55キロで通過しましたが、万が一、台風が停滞するような状況になったらこういった状況では済まなく、戸倉地区の海岸線はもっともっと大変な状況にあったと思うんです。この辺の考慮も、町としてこの高台移転のゴルフ場の場所というのは適地なのか。私は、なかなかあの辺はがれきもそのまま、2年後に入居とはいってもこの辺は、本当に私は難しいと思います。また今後も道路の寸断、あとライフラインの寸断、これがあつたときに、あそこは本当に孤立するのではないかなということ私を一番に考えます。それを考えた場合に、45号線の通路が今後どこになるか、その辺も大きな問題点だと思います。そういった意味合いを含めても、ホテル観洋裏の高台15ヘクタール、ここは必要で、なりわいの場所としてはやっぱり各地区に避難所を設ける形で、なりわいの場所、結局漁民の方でしたら生計がなる場所はその場所にあつてもいいと思います。それに関しては、高台とか逃げる場所を確保するような地域に場所をつくるこういった方向でやっていかないと、とりあえずゴルフ場跡地に移転、これだけでは私は本当に戸倉地区民の人たちの意に沿った土地の確保か、その辺を私は疑問に思います。こういった今後の気象に関して、先ほどの質問ですね。戸倉地区の人の土地の今後ということ考えた場合に、どうなんでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 今回のゴルフ場跡地、また台風などで寸断された場合に孤立するのではないかというご指摘については、地形上、今回の震災でも浸水区域であるといったところからすれば議員ご指摘のとおりかと思えます。町の方としては、護岸の整備も含めて今後やっていかなければならないと思えますし、護岸も今の高さ以上の高さが今後国の方から示されるのかなというふうに思っております。孤立するという部分につきましては、大規模な災害時を考慮して、一応ヘリポート機能とかそういった防災設備も整備していきたいというふうに考えております。

国道398号については、今の現状の高さ、それでいいのかといった部分については、もう既に国、県にはお伝えしてございまして、ルートの変更とかそういった部分も考えてほしいといったお願いをしているところでございます。（「あと、被災された土地の今後ですね」の声あり）

被災された土地につきましては、戸倉地区だけではなくて全町的に浸水区域の土地の方向性については、まだ国の方から示されてございまして、定まっていない状況です。ただ、防災集団移転促進事業の場合、災害危険区域として見なした区域を買い取るという制度もございまして、ただし、買い取りをするということは、個人個人、Aさんは買い取る、Bさんは買わないとそういった形ではなく、区域として買わなければならないと、買う場合はですね。そういった取り決めもございまして、それを町が買うことによって補助の限度額、基本額が現行制度のままですと造成費部分に町の持ち出しが多くなるといった状況もございまして、制度の改正、そういったものを見きわめながら国の方とも相談したいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今、行政の方に質問させていただきました。やっぱりまだまだ問題点はたくさんあるような感じに思います。やっぱり先行取得で土地の取得も大切ですが、その土地を取得して有効に戸倉地区、そして南三陸町のためになることを考えて、やっぱりこういう買い取り事業、そして財源を使うということで行政の方ではそういった根底にしっかりとしたものがある中에서도、できれば進めてほしいと思います。南三陸町、そして戸倉地区、志津川地区、歌津地区、この被災された地区をどうやって早く復興させるか、それが町民の方にいろんな疑問や不安を与えないような形で今後復興に向けて進んでいってほしいと思います。

終わります。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 今、前者が申し述べたお伺いと重複する点があるかと思えます。

私もこの高台の土地利用計画ということで、この後にこの4地区の陳情書が出てまいりまして、この後で課題とされるわけでありますが、この高台の土地利用に反対するものではありません。ただ、なぜこの106町歩、この100町歩以上の土地を購入しなければならないかといったものが私の疑問点であります。これに見合った土地利用ということで陳情書が提出されておりますが、見合った30町歩なり40町歩なりの土地のみで十分ではないかとそのようなとらえ方をしておりました。昨日、同僚議員が質問をしておりましたが、その周囲に十分利用できる土地もあるということで、いろいろお伺いを立てておりました。9,300万円という1億5,000万円から基金を取り崩して、今災害に当たってこの復興に合わせて費やすということでありますが、果たしていかなものかというのが私の疑問点であります。

そして、またこの点も重複しますが、志津川、戸倉地区前後浜、この各地区におきましても高台への移転ということでいろいろ思いを重ねておる土地があるかと思えます。歌津もわかりであります。今、出ている二地区、三地区申し述べますと、葦の浜、寄木もしくは当初出ておりました伊里前の契約山、このような土地利用の思いをはせておる方々、地区でいろいろ考えておられる土地がございます。その際に、この土地利用計画の購入であります。この各地区の高台を利用するに当たって、町ではどのような対応をなさっていくのか。その点を伺いたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 最初の前段のご質問でございますけれども、106ヘクタールの土地をなぜ一括購入しなければならないのかというご質問でございますけれども、当該土地のこれまでの変遷については、これまでも機会あるごとにお話しを申し上げてまいりましたし、それから8月に本議案のご提案をさせていただいた際にもいろいろご説明を申し上げております。

確かに、今回当面の具体の土地利用部分については全体の三十数%ということはそのとおりでございますけれども、いわゆるこの土地については、所有者とのいろいろな話し合いとかで一括ということでが前提条件ということでございますし、土地の変遷上もそういうことで、町といたしましてもこの際一括購入というような考え方でお話を進めてきたという経過でございます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 各地域の高台移転の取り組みの今後の考え方ということでございましたけれども、いずれ民地であれ公有地でもあれ、民地の部分がここを使ってほしいという共有地として提供されている地域もございますけれども、その部分も基本的には町で買

収した上で事業に着手といった形になりますので、ほかの民地も合わせてそういった対応を、公有地がどうしてもないという部分につきましては、そういった対応を今後もしていきます。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ちょっと答弁漏れといたしますか、ご質問の中で開発基金の取り崩しをしてというご指摘のようでございますけれども、これについても前にご説明申し上げておりますけれども、土地開発基金はもともと今回のような事案に際して町が公用もしくは公共用に供するために、土地の先行取得をする必要があるという場合にこの基金を使うということで、基金の設置条例そのものの目的もそういうことございまして、基金を取り崩すということではなくて、これまでも土地につきましては、ご案内のようにその時点時点で、いろいろ相手方との協議の中で先行取得をする必要があるというような場合があるわけございまして、そういった場合に当該基金を活用するという事で目的を持って設置されている基金でございまして、取り崩しではなくて基金で購入をします。後々、事業化の段階で一般会計なりそういったものに振りかえて、改めて取得をするという制度でございまして、そのようにご理解をいただきたい。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 言葉が足りなかったようでありまして、副町長のお答えのとおりであります。しかしながら有効的な活用ということで、今申し上げました同僚議員も伺った国有林等、町有地ほか厳密に選出するのであれば、それに値する土地があるのではないかという思いがやはり消えません。そして、またこの土地の財産取得の契約、また前に戻りますが、買う予定もないのがという案配のところからこの契約書が出てきたという、スタートから私は引っかかるものがございました。

説明が不十分ということで、これまで特別委員会に付託されているいろいろ審議をしてきたわけでありまして、実は加えるならば歌津の議員はなぜ反対をするのかと。私は、直接電話をいただきました。その反対の理由は何なんだと。それなりに、私が今申し上げたようなことを申し述べました。名前も、誰が話したかということで最終的には私にはその名前を伝えましたが、私は高台移転の利用に反対ではございません。切実たる思いで、この4地区の皆さんが、土地利用計画ということで陳情書がこの後に出てくると先ほど申し上げましたが、大変な状況の立場に立たされているというのは十分理解をしておるつもりでございます。

しかし、疑問点ということでこれまで申し述べてきたそのものが、なぜそのように悪く悪く取られるのか、私は大変情けなく思いました。今、一言申し加えておきますが、きょうは傍聴

の方々も数多く来ておりますが、私は反対ではございません。もう一度申し述べますが、なぜ106町歩が必要なのか。それに見合った、値する土地のみで、この復興に向けて今は大変な思いをしております。この点が一番重要ではないかということで、行ったり来たりしますがお伺いをしました。もう一度。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 繰り返しの答弁になるわけでございますけれども、106ヘクタールが必要なのかと。必要だということでは、率直に申し上げてそれはございません。先ほど来申し上げましたように、今回の土地の取引、売買に当たりましては、相手様方の条件が一括というのが絶対的な条件でございますので、本町としてもその一部になりますけれども有効な土地利用を、当面考えている部分の活用としてはそういった相手方の考え方に対応せざるを得ないという事情もあるわけでございますし、それから議案が唐突に出てきたというお話でございますけれども、その分については前回も申し上げているとおりでございますし、これまでの議会の中でのいろんな当該土地の議論も踏まえて3月11日以降、土地利用についての状況が大きく変わったということで、町としてもその取得の必要性なり土地利用のあり方について、それまでの町としての慎重な対応とは状況が変わってきているということでございますし、それから当該所有者のいろんな経済的な事情が当時あったようございまして、できるだけ早期にこの土地の売買について整理をさせていただきたいというようなお話に対応すべく、8月に上程をさせていただいたというようなものが経過でございます。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 私は、今申し述べたようにその思いは変わりません。先ほど申し述べましたように、町有地なり国有林なり、十分に有効的な活用ができ得たのではないかと。それこそ安住の地と先ほど前者が申し述べておりましたが、安住の地にするには子々孫々禍根を残さないようなそのような取り組みが必要ではないかということで、慎重に私は取り組んでおるつもりであります。

その一言を申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございますので、会議を続けたいと思います。

質疑を続行します。ございませんか。

大変失礼しました。おそろいのごさいますので、会議を続けたいと思います。

質疑を続行いたします。及川 均委員。

○及川 均委員 私も二、三、お伺いをいたしたいと思います。

前回の特別委員会でもお伺いをしたわけですが、今回も前者と幾らか話がダブるところもあるでしょうけれども、お答えをいただきたいとこう思います。

この高台移転というものは、震災復興の一番の大きな復興のためには成し遂げなければならぬ大事業であるということは、私どもも認識しております。そういう意味で何としてもやらなければならない事業なんです、そこに伴う予算というものがあまして、このことにおいて悩みが尽きないわけでありまして、それ故に先般、議会も東京陳情をいたしまして、平野復興大臣にも会って直訴をしてきたわけでありまして。しかしながら、今日に至ってもいまだ国の制度というものが検討中であり、なおかつ日々状況が変わってきている状況であります。そうした中で、本町ではこの議案が提案されたわけです。

今の課長の説明ではありますけれども、前者にも質問がありました。106町歩のうち有効利用する土地が約20から25町歩ぐらい。これに対しては、現在の防災集団移転促進事業で4分3は助成になるという、これは確定しておることありますからそのことは何ら問題がないわけでありましてけれども、問題は残りの七十何町歩ということです。この全土地の3分の2の土地が、いわゆる現段階で先行取得をすれば何ら補助の対象にもならないということです。9,300万円を持ち出して、この買収を今したいという提案でありますけれども、このことは間違いありませんね。国の補助対象になるのは、その有効利用する土地だけだということを、その点をもう1回確認します。それが1点です。

それから、この先行取得をするということです。

行政というものは、公平、公正でなければならない。しかも、最小限度の経費で最大の効果を上げなければならないというのは、行政の使命であります。そうしたら、どなたかが申されました、前者が申されましたね、歌津地区の議員たちが反対すると。私どもは何も反対をしておりません、本案に対しまして。そういうことは全くない。このことは、まずもって誤解を解いておきたい。しかしながら、なぜそういう話が出てくるのかということなんです。歌津地域においては、イの一番に手を挙げて、自分たちが持っている用地を提供するからやってくれてというような状況の話があったわけです。イの一番に手をかけたわけだ。それらを後回しにして、なぜ戸倉を先行取得するのやという疑問なんです。しなければならないのかと。このこと

がいまだに解決されていない。他の地区の方々は、これをどのように見ておるのか、この案件を。その辺のところをご説明ください。何ら問題がないのかどうか。

それから、この戸倉さんの方で説明会をしながら、資料を得たということでもあります。これは大変貴重な資料でございまして、この4地区の資料というもの、今後の高台移転の多分こういった傾向でアンケート調査をすれば出てくるのかなど。いわゆる先行資料としては大変貴重な資料だと思うんです。戸倉の皆さんにはこれに答えていただいたことに、大変に感謝をしたいというふうにこう思います。

ただ、そうした中で分析というか私なりに見た感じでやっぱりなというのは、移転をしてその土地が自分の物になるのかというのは、やっぱり誰も思いましたよね。さらに狭いと。100坪では狭いのではないのということ、これも皆さんいつている。いわゆるそこに移転するのはいいんだけど、何年以内に建てなければならないのかという問題があるんです。これが、まずもって屋敷だけは持っておきたいから、おらも移転にはまりたいんだということが許されるのかどうかということです。やはりそこに加入して、集団移転の中に自分もはまればやっぱり自分もそこに行って、移って、造成された土地に何年以内かに建てなければならないんだろうなど。その条件があるんですか、ないんですかということはよく聞かれます。その辺のところもお伺いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 防災集団移転促進事業の補助の対象分は、議員お話しのとおり20.6ヘクタールが現時点での対象の区域かと思えます。

それと、二つ目のほかの地域で共有地なりを先行的に使って下さいといった部分に公平性が欠けているのかなというお話しでございしますが、先ほど副町長からも申し上げましたが、その取得のタイミングという部分でございまして、いずれその取得部分につきましては補助の対象になりますので、ほかの契約会等から示された共有地についても、今年度になるか国の制度改革、財政支援が見えた段階でその辺のスケジュールをお示ししたいというふうに思いますが、場所が決まっているという利点からすれば、ある程度早期にほかの地域についてもそういった土地については買収をかけていくといった方向性でございします。

それと、移転先の造成が終わった場合に何年以内に建てなければならないかというご質問でございしますが、現行の制度ではその規定はございません。速やかにという言葉で表現をされているようです。いずれ、そういったことで事業の推進についてご説明を今後もしていきたいなというふうに思います。何年という規定は、現在のところはございません。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 有効利用が20町歩やその辺で、他の部分においては全く補助がないと。これを満額、自前のお金で買わなければならないということなんです。副町長、先ほどその基金について説明がありましたが、私どもはその基金の話は十分そのことは理解をいたしております。しかしながら、いずれにしても町の預金を取り崩して買うことには、何ら変わりはないわけにありますから、ない財政の中から9,300万円を下げ、そしてその土地を先行取得するんだとこういうことなんです。私は、ここに問題がないのかということをお願いするんです。

この震災で、今お金がいっぱいかかる中で、今国の方針も定かでない中で、例えば先行取得するということなんです。この土地はいわくつきの土地で、昨年度8,500万円の不能欠損をしておる土地なんです。一般常識では考えられない価格でここを買い取らざるを得ないということが、実は今議員としては全く情けなく感じておるわけです。8,500万円も不能欠損になっている土地なんです。民間であるなら、ただでもらってもいい土地だと言いたいぐらいの土地なんです。そこに、また9,300万円というものを定期を下げ、預金を下げ買わざるを得ないということです。民間感覚で、それが妥当だと考えられますか。しかも、今国は来月にも3次補正を組んで、そしてその方針を示そうとしている。大臣に言ったら、できるだけかさ上げに応分の負担はするからということなんです。その状況の中で今なぜ先行取得をそんなに急がなければならないの。相手があることだからといいながらも、その辺が全く疑問なんです。何か相手方とあるんですかと言いたくなる。

今回の契約書を見ますと、議会で議決をいただいてから30日以内に移転登記をするというふうな方向に変わってきたわけでありまして、前回などは8月31日までにこれは議決をしてもらわなくては間に合わないんだというような、もう突然出してきて、突然やあやあと攻められるような状況であったわけです。そこに我々は疑問を感じたわけです、現在の状況からして。そこが、いまだにその疑問が解決されていないということなんです。

しかも、他地域との整合性という問題になりますけれども、先ほど課長は高台移転をすると南三陸町で1,400億円かかるというんですね、全体で。だから、今回戸倉にかかる分は100億円だから大した額ではないという解釈です。南三陸町で1,400億円を負担できますか。全体をそれでやれますか。その辺のところをできないからこそ、できる限り100%に近いかさ上げを国に要望しているわけです。その中で、やるべきだろうなど。いわゆる戸倉だけ先行して、111億円もかけて造成をして今急がなければならない。戸倉地区だけなぜそんな急がなければならないのかという問題になるわけです。例えば、111億円があそこにかかるのであれば、200世

帯が行くと1戸当たり5,000万円の造成費になるんですよ、単純計算して。1戸当たり5,000万円ですよ、造成費だけで。これが妥当だと言えますか、町民感情からして。もっと利口なやり方があるのではありませんか。私はそう思います。

きょう、傍聴に来ている皆様方の気持ちも私もわかります。私も被災者で、うちを建てなければならないんですから。高台移転を伊里前地区、志津川地区みんなやらなければいけないことは百も承知だ。だけれども、そういう現実の計算をすると、これは現実のものだけだと思いますよ、計算が。年間七、八十億円の一般会計予算の中で1,400億円の、高台造成費だけです、これは。あと防波堤だの道路だの漁港だのは、全部別な予算ですからね。それが国から来るといっても、必ず町の負担もあるわけです。そうした中で、少なくともこれだけでも何とか国の100%に近づく財政の見通しが立つまで、今少し様子を見たらいいんじゃないのというのが私の考え方であります。その辺のところの国の動きとか考え方、そうした行政の公平、公正さとかそういった点をもう1回伺います。

それから、この移転する土地が自分の土地になればということと、それから公営住宅に入れるならということなんです。ここが公営住宅に入りたいという人がいっぱいなんです、これが。それゆえに、逆にいいますと用地を分け与えても、果たしてそこに家が建つんだろうかなという疑問もまたするわけです。それを今それこれ言っていたのでは前に話が進みませんから、集団移転はとにかく数をまとめて、地域の半数以上の賛同がなければ実現しないわけでありますから。ただ、その中で言えることは、公営住宅は確実に急がなければならないということなんです。これは現実だなと思うんですが、その辺の考え方。例えば、この用地の中にどのような方向で町営住宅を組み込む予定でおられるのか、その辺を伺いたい。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 前段のご質問でございますけれども、及川議員のご指摘、いちいちそのとおりの部分は私も基本的には認識をいたしてございます。

ただ、先行取得する件につきましては、かねてから何回もご説明を申し上げてきたつもりでございますけれども、当時8月中に決済をしなければならないという仮契約の内容についても、ご説明を申し上げておったところでございますけれども、特別委員会に付託をされ、8月中での採決に見通しが立たないということで相手方の方に事情をお話しして、今回変更契約を締結したわけでございますけれども、ただ変更契約の内容をごらんいただいているわけでございますけれども、現時点でいつまでという時限は付してございません。また、9月あるいは10月と、間もなく9月も末になるわけでございますけれども、そういうことで事情をお話しし

て、できるだけ早く議会のご理解をいただけるような努力をしたいというようなお話の中であ
あいう表現での仮契約でございますけれども、相手方の事情は今なお変わっておらないとい
ことで、その後も何回か、その後の特別委員会なり議会での動向について照会をいただいで
ございますけれども、その都度事情のお話しはいたしてございまして、取り急ぎ完結をさせて
いただきたいという意向については変わってございません。向こう側の都合でございますけれ
ども。そういった中で、ご指摘のお話にもございましたように、当該物件にかかわるこれまでの
関係上から今決算の中で八千五百万円何がしの不能欠損処分をせざるを得なかったという事情
については、それぞれ現所有者、もともとの所有者の経営上の問題とはいえ、町長からも大変
遺憾である旨の発言をさせていただいているところでございますけれども、ただその上でとい
うお話しでございますけれども、確かにご指摘のとおり部分がございまして、改めて
土地として9,300万円という金額で取得をさせていただきたいというようなご提案をさせて
いただいているわけでございますので、その辺の経過も含めてひとつ、ぜひご理解をいただき
たいというふうにお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、後段の他地域との整合性等々については、震災復興推進課長の方から答弁をさせま
す。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 今、1世帯当たり五千万円何がしというお話だったんです
が、恐らく分母はここにある二百相当数というお話で計算したのかなと思いますが、この地域
4地域で331世帯が被災しております。それを割っていただくと3,300万円ほどという部分にな
ります。では、全町ではどうなのかというと、1,400億円を被災戸数で割りますと3,300万円弱
というのが今の本町での高台移転での経費という形になります。そういつて点からすれば、戸
倉地区が無蓋にかかるということではなくて、全町的に置かれている環境は同じような状況で
ございます。

3,300万円、現行制度ですと1,650万円ほどが補助基本額としての、いわゆる補助対象分とい
うことからすれば半分以上は町の持ち出しになるということで、前にもご説明いたしましたが
1,400億円のうち1,000億円は現行制度では町の持ち出しになってしまうと。これでは、とても
町としてはできないということで、議会の方々を初め町の方も含めて国の方に全額国庫負担と
いった部分をこれまでも要望してきております。その辺が、まだ補助の状況がなかなか見えな
い状況でやれる、やれないという判断はちょっとできかねますが、新聞報道によれば補助基本
額の撤廃という項目を検討しているという報道もされておりますので、今後その推移をちょっ

と見守る必要があるのかなというふうに思います。

あと、公営住宅の考え方につきましては、今回はこういった形で調査をしておりますが、町内全体で建設課の方で、住宅供給フレームをつくるといった部分でどのように組み込んでいくかというのは今後の考えにはなりますが、いずれこの土地が取得されれば一定の公営住宅の候補地という部分でも考えられるのかなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 いろいろ説明をいただきましたが、いずれにしても国の制度は定まっていないわけです。予算もついていないわけです。そうした中で、こういった110億円だとか1,400億円だとかとてつもない数字が出てきて、世帯当たり3,300万円だというけれども、これが全町の被災した三千何戸の計算にしても結局1,400億円になるんですよね。これらの中で、今課長が語るとおりの負担額というのは、わが町に出てくるわけなんです。現実問題としてやれないわけですよね、これは。だから言うんです。絵にかいたもちに終わるようなことはするなよというのはそこなんです、私たち議員として。まだ、元も決めないでいて裏返してばかりいて、国、県の結果がどういうことになってくるかわからないんですから。だから、安全対策のために町有地でも買って、自前の土地でも開発した方が安く上がるのではないのと、その具体的な対案まで出てくるわけなんです、議員の立場からしますと。それを何も、あちらの話は無茶を語っているわけではないわけでありませぬ。

こうした契約、9,300万円の契約を結ぼうとしておる町長の、契約者は町長でありますから、これらのそのいわゆる造成、今後の何を含めた上で副町長あるいは課長にだけの答弁だけでは私は満足いたしませんので、町長その者から現時点での考え方を伺いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回は、未曾有の大災害ということでございます。ご案内のとおり、今回の当町で防災集団移転促進事業等を含め、土地区画整備事業を含めまして、トータルとして1,400億円ぐらいかかるということでございます。これが現行の制度上のスキームでいきますと、当町の負担額はとてつもなく大きくなってしまいます。町が破綻をしてしまう。これは当町だけではございません。今回の大災害におきまして、被災を受けました岩手、宮城、福島それぞれの地域の自治体、ほとんどがそういう状況になってしまいます。そういうことで、我々がこれまでもお話しをしておりましたように、国あるいは政府に対しまして100分の100、いわゆる10分の10ということでの制度の改正ということをお願いをしましてまいりました。国あるいは政

府の方におきましても、地域としてそういう財政破綻を起こすということになれば、これは国としても本意ではないということでのお話は、これまでもずっといただいております。今、ご指摘がありますが、3次補正におきましては来月の中旬ごろという一つのめどでございますが、その辺には我々の思いというものを国、政府にはしっかりと受けとめてもらうというふうな思いで、我々としても運動いたしております。

そういうことで、今回先行取得ということでございますが、いずれにしましても戸倉地域におきましては、皆さんご承知のように民家の75%が壊滅いたしております。そういった方々が、今それぞれの仮設住宅の中でお住まいになって、町外に離れている方もいらっしゃいます。そういった方々が、この南三陸の戸倉の地域に、どこに我々がこれから次の住みかとして住むことができるのかということをお示しをするということが、我々行政の責務だというふうに私は思っております。そういう意味で、今回議員の皆さん方からいろいろご指摘をいただいておりますが、戸倉地域の皆さんに一日も早くこの地域で、この場所で、ここでこれからの生活、そしてこれからの漁業生産を含めやっていけるんだという、そういう場所を早くお示しをするということが私は非常に大事だというふうに思っております。ご提案をさせているわけでございますので、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。阿部議員。

○阿部 建委員 私も申し上げたいなと思っていると、前者の方々がご意見を述べたようであります。我々は、執行機関より提案をされた事案に対して、批判、抑制あるいは訂正、いろいろなそういうことをすることが議員の役目であります。そのような中で、議会制民主主義というそういうような中で私どもは町民を代表して、代弁者としてやっているわけであります。それは、皆言わずともわかっておるわけです。皆さんと同じように壊滅的な、町全体が被害に遭っているわけです。戸倉の今この案件も、非常に戸倉地区はひどいなと私は見ました。そのようなことで、高台移転を一日も早く進めたいなというのは、それは皆さん同じだと思います。

しかし、前者が申しあげましたように、その反面、やはり費用対効果だということを一番に地方自治法の第2条でうたわれているんです、最少の経費で最大の効果。そのことに当てはまるのかなと私は非常に疑問を抱いております。

そして、公平、公平さであります。やはり、公平で公正でなければなりません、町の運営は。そういうことで、戸倉地区と同じようなところがいっぱいあります。

しかし、経費をやはり考えないではできないと思います。そういう観点から、いろいろときりがありません、話せば。疑問がいっぱいあるんです。なぜ急ぐのか。まだ国の予算もはつき

りしていない中で、全体的な予算を見た上で、それからでも遅くないのではないかなと、戸倉地区のあの場所を考えるのを。相手方、相手方というけれども、何か相手方に遠慮するものがあるんですか。だから、それが理解できないんです。相手の社長さんに会って話す必要があるのではありませんか。そのようなことです。

何よりも、全体的に町の予算、そしてこの復旧をどう進めたらいいのか。お金がイの一番ありますので、その辺を考えますともう少し時間を置いて考えても、相手と話し合いをして限られた土地、必要な土地だけを買うことができないんですか。

今、前者も言いましたように、今山の価格がとんでもない。もらっても要らないというような、場所にもよりますが、そういうものがあるんです。今、大体1反歩300円ぐらいですか、税金。そして、累積したのが八千何百万円で、普通今の山林の税金はそんなところでありませう。その税金を払えないがために保安林、国に任せるんです。そして、荒れ放題にして税金も払わないという、そういう方法をとっている山主さんがいっぱいいるんです。300円の税金が払えなくて。買う人がないんですから。そのような中で、私はこの単価にも、この9,300万円、なぜ9,300万円なんだと。そこにも疑問を持っております。必要な分だけ、坪単価が高くても必要な分だけ買えないものかどうか、そういうことをこの相手に話すことができないのかどうか。

とにかく、そんなようないろんな諸々の疑問点が多すぎて、今の段階で果たしてここでこれを進めることが、この南三陸町のまちづくりの高台移転の何かこれが例になってくるのではないかなと。例えば、今後契約会などでは100町歩ぐらいのやっばり山を持っているんです。皆買ってこれ、そうしたらここを譲るからと。あるいは、個人でも残地を買ってこれとそういうことになってくる可能性は十分ありますよ。そのような諸々の点からいって、私はもう少し考える余地があるのではないかなとそういうふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、お話しのように費用対効果、まさしく基本的にはご指摘のとおりだということは強く認識をいたしてございます。

相手方の方とその必要な部分のみの取得について協議できないのかというようなお話でございませうけれども、これまでも当該土地についてはもとより目的が一つの一団の土地としての利用計画の中で取得をし、これまでの間その処分のあり方についてもあくまでも一団の土地ということで、いろいろ約20年間にいろいろなお話があったわけございませう、当然今回もその辺のお話はさせていただいてございませうけれども、その辺についてはなかなか町の必要な部分だ

けというふうな分については、基本的には考えられないということでございますので、町としても一団の土地として購入をせざるを得ないという判断をさせていただいたわけでございます。

それから、価格の関係でございますけれども、ご指摘のとおり今山林経営を目的とした土地の近年の土地取引の届け出は、町の方にも一定の面積要件が出ますと届け出があるわけですからそこで確認をさせていただいておりますけれども、確かにご指摘のように条件はさまざまでございますけれども、立木を除いて3万円、5万円とか、あるいはもう少し低い金額もございます。今回は全体で9,300万円、106町歩でございますから、反当たり約8万7,000円になるわけでございます。山林経営を主とした考え方であれば、決して安い金額ではもとよりございません。ただ、一方では町が近年公共事業の開発部分として、それぞれ所有者の方から農道であれ、林道であれ、町道であれ、そういった部分で土地の譲渡をいただいている金額からいたしますと、これはこれでまた高い金額ではないのかなというような認識をさせていただいておりますので、そこについてはいろいろご議論があるだろうというふうに思いますけれども、私どもは開発を目的とした一団の土地としての購入ということで、今回ご提案をさせていただいております。

それから、その残地の問題でございますけれども、今後各地域の防災移転整備事業において、それぞれ用地交渉を具体的にしていく機会が近々出てくるだろうというふうに思うんですけれども、当然その所有者の方の考え方によっては過小残地とか、今回の分は全く過小ではございませんけれども、過小残地とかいろんな事情によっては、町としてもそこは双方の利害関係を調整しながら、やっぱり柔軟に対応していかざるを得ない場面もあるのかなというふうには思っております。

ただ、今回とそれを比較するというレベルのものではございませんけれども、一団の土地としてなぜ先行取得しなければいけないのかということについては、先ほど来各委員のご質問にお答えをさせていただいたところでございますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 前にも聞いたような答弁ですけども、もう一つ。

この移転が、最少の経費で最大の効果を上げるべく内容になっているか、いないのか。最大の行政の運営の目標である最少の経費で最大の効果、これに合致しているか、それが一つです。

それから、必要な土地であれば私は単価を上げてもいいと思うんです、必要なだけ買うのであれば。そんなことはわかっていますよ、道路の土地が何だとありましたね。必要なだけなぜ買わないの。必要な土地だけであれば、単価をもう少し高くしてもいいのではないかと、それに対する答弁もないですね。

その2点について、そういう余地があるのか、ないのか、その辺をもう1回ご答弁願います。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 前段の最少の経費で最大の効果を上げると、それは全くお話しのとおりでございます。今回のその事案がそれに合致しているかといわれますと、さっきの土地利用計画でお示しをいたしておりますとおり、大体約106町歩のうち約70町歩近い金額が、当面は環境保全地域という形でのゾーニングでやってございます。そういう意味からすると、果たしてそれがそれに合致するかといわれますと、合致しているということについては申し上げられる環境ではございませんけれども、したがって逆にいえばこの土地をいかに今後さらに他の土地利用の方に拡大していくかという努力は、この思考の本旨に沿って我々は取り組みをしていかなければならない、考えていかなければならないだろうというような気持ちでおります。

それから、必要な土地であれば価格の分については、これまでの町の取引事例等々でいいんだというお話でございますけれども、それが可能であればそれはそれで取得の方法でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように当該土地は一団の土地ということでございまして、それから今回お示ししているあの土地利用計画で全面部分を取得すれば、多分残りの分については、いわゆる林野という形でめくら地になる可能性も当然あるわけございまして、所有者からすれば町の方で一団の土地としてこれを取得していただきたいと。もちろん、町でなくとも他の部分であっても一段としてのお話、協議でなければならぬというような状況でございますので、そこはひとつ何とかご理解をいただきたいというふう思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 数点、質問に入りたいと思います。

前者いろいろとお話しがありましたように、被災された方々にとりましてはやはり低いところで流失されたわけでありまして、一日も早く高台に移転して生活をしたいというのが当たり前のことでありまして、町としましてもやはりそういった住民の意向に沿った行政運営というものも一日も早くしていくようお願いするところであります。

今回、提出されましたゴルフ場跡地の土地の取得ということの議案であります。前者、いろ

んな議員から質問がありまして、答弁がなされたわけでありまして。そこで、私どもも議案を可決、賛成する上で、やはり賛成するぐらいの説明、そういった環境整備が整わないと我々はただ賛成というわけにはいかない。

それは、皆さんもご存じのことでありまして、我々もまたそれが職責でありますのであえて質問の立つんですが、この9,300万円の今回の土地の買い物、代金ですよ。お話しをしておきますけれども、この土地取得の基金1億5,400万円が条例で定まっております。そこから、9,300万円というものを取り崩すとか取り崩さないよりもそこから払うわけですから、それは一切県、国の方からの補助金は全くありません。来るのは、111億円何がしの造成費に対しての補助金だというふうに理解をしております。

そういうことで質問に入りますが、この約1億円の買物をするに当たって、相手方と何度ぐらいお会いしているのか。よく、いつ、誰が、どこで、何をということの話があるんですが、この9,300万円という価格を誰と誰で話し合っただけなのか。

それから、この仮契約を見ますと8月8日になされておりますね。この8月8日になされたときに、この社長さんがこちらにおいでになったのか、あるいは町長が向こうの会社に、何と申しますか、この会社の住所は墨田区業平3丁目4番13の602号室ということのネルソン・キャピタル・パートナーズ代表石川泰弘の方が我が町においでになって8日に仮契約を結んだのかどうか。

まずもって、その辺からお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって、今回の売買契約の相手方でありましてそのネルソン・キャピタル・パートナーズと何度ぐらい会っているかということでございますけれども、記憶をたどる以外にないんでございますけれども、四、五回はお会いをいたしてございます。当然、震災前の競売に付す前から根抵当権者になっておりましたので、競売に付す段階でも競売の司法手続きを取りたいと。したがって、その段階で町の債権の分が消滅することになるのであしからずというようなときにも訪問をいただいておりますので、お会いをしております。町長もそのときは、もちろんお会いいたしてございます。

もう一つは、その仮契約に来たのかということですが、8月8日の仮契約には会社の役員が町長室に来て、そこで調印をいたしてございます。（「何ていう人」の声あり）役員のこと……。 （「名前」の声あり）山中という役員でございます。（「下は」の声あり）名前の下までは、ちょっと今記憶してございませぬ。ちょっと下の名前までは記憶にございませぬので、

名刺があれば後でご報告しますが、それから立ち会ったのは……。町長、あの時8日いたかな、仮契約の時。いないね。私と管財の担当課長である総務課長と管財係長が立ち会いの上で仮契約書に押印をいたしてございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 会社のネルソン・キャピタル・パートナーズの電話番号は、何番になっていますか。

それから、この8日の会社の役員がおいでになったということで、山中何さんなんですかね、役員。だって、1億円の取引をする際にその役員の方が来て、社長さんはおいでにならなかったんですか。その会社の役員の名前も今ここではわからない。あらあら。

それから、どなたかこの会社に行ったことはありますか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 社長は、契約には来ておりません。会社の役員の中山氏が来て、押印をいたしてございます。

それから、キャピタルそのものの会社には、私どもは別に参上いたしてございません。こちらで仮調印、契約書の締結が済んでおりますので、会社は訪問いたしてございません。（「電話番号」の声あり）

○委員長（西條栄福君） 総務課長、電話番号。

○副町長（遠藤健治君） 電話番号は、ちょっと会社の電話番号は把握してございませんで、役員と連絡をしてございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 把握していないということは、わからないということなんですか、電話番号がないということですか、どちらですか。

町と1億円の取引をするこの会社が、9,300万円の売買をする会社の電話番号を教えてください。

それから、社長の石川さんは何度かお会いしたことはあるんですか。

それから、会社には行ったことがないと。どこでお会いしていたんですか。向こうから来たんですか、ずっと。

その役員の方との電話でのやり取りということは、役員の携帯電話ですか。その携帯電話もそれでは教えてください。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 三浦委員のご質問でございますけれども、例えば土地の取引をする場合、それは個人であれ、法人であれ、我々が必ず確認をしなければならないのが、まず当該土地が現存していること、それからその土地の変遷、それからそれぞれの土地の登記の状況がどうなっているか、その辺はすべて登記簿謄本、会社の法人登記等で確認をいたしてございますので、会社の規模等が絶対的な要件だろうというふうには思っておりませんでした。

それから、会社の社長でなくても、当然会社の社長としての社判をきちっと持って来ておりますし、法人登記等でその会社の存在を確認してございますので、会社の規模が必ずしも契約上の要件だという認識はいたしてございません。（「携帯電話の番号」の声あり）

それから、個人の携帯でございますので、それは個人情報でございますので、お知らせをするというわけにはできません。（「会社の番号ないの、わからないの、どっち」の声あり）

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） そこは、連絡が取れておりますので、あえて確認をいたしてございません。

○委員長（西條栄福君） ここで昼食のための暫時休憩といたします。再開は、1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時06分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございます。

休憩前に引き続きまして会議を続けたいと思います。

遠藤副町長より保留の答弁があります。

○副町長（遠藤健治君） それでは、午前中に質問のありました分について確認をいたしましたのでご報告を申し上げます。

契約に来庁した者ですけれども、名前が山中博道と。博道。「ひろ」は伊藤博文の博でございます。博士のですね。それから、「みち」は道路でございます。山中博道という者が来庁いたしております。

それから、会社でございますけれども、電話は設置をしていないということで確認をいたしました。会社としての電話は設置していないということです。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうしますと、ネルソン・キャピタル・パートナーズのこの会社には電話がな

い。そうすると、取引をしてやり取りをしているのは、山中さんの携帯電話でやり取りをしていると。山中さんの携帯電話は教えられないと。だって、町が1億円のものを買うときに、会社に電話がなくて、その役員の方とやり取りをしている時に電話番号を教えられないというのは、これはプライバシーの関係になりますか。私は、おおっぴらにお話しをしても構わないと思います。会社に電話があって、そこでやり取りをして何番ですよというんだったらいいけれども。それで、この方は本当に来たんですか。先ほどの話、8月8日には副町長と管財の職員2人と相手方、この山中さん。この方の役職は、何という役職なんですか。社長さんはどこにいますか。さっぱりその社長の何が出てこないんだけど、文書の名前ばかりで。さてさて、会社の電話番号がない、電話を設置していない会社。ああ、そうですか。

それから、この議案としての仮契約書が提示されまして、この月日が平成23年8月8日、それからこの仮契約書の変更契約、要するに8月いっぱい議決をもらえる見通しが見つからないということで、議決を得てから1カ月以内に契約をするという期限の変更ということで行われたのが8月30日。皆さん、この契約書を見ているかと思うんですが、皆タイプで打ってあるんですよ、文言、文章。しかし、この契約期日だけがなぜか手書きなんですよね、8月8日と8月30日。果たして、これはいつ作成された物かということになってくるんです。本当に信用できるのかということなんです。その辺のところはいかがでしょう。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって、その中山氏が来たのかというんですが、8月8日に間違いなく来庁いたしてございます。さっき、ちょっと私の説明が間違っていました。当日、町長も在庁しておりまして、改めて訂正をさせていただきますけれども、町長と私と総務課長と管財の係長が契約の対応をいたしてございます。訂正をさせていただきます。ちょっと町長は、途中から会議がございまして抜けたので、ちょっと私はさっき町長の名前を申し上げるのを失念いたしましたけれども、お会いしていることをちょっと確認いたしました。

それから、契約書の関係でございまして、8月24日に当方から電話でその前に事情をお話しして、変更契約についてお願いをしてお理解をいただいて、8月24日に契約書をこちらで一応つくって、こういうことでよろしければぜひ対応していただきたいということで、この住所あてに送ってございまして、30日に届きました。30日ということで、では日付を入れさせていただきますということで確認をさせていただいた関係で、お手元にあるような形で30日の日付は当方で入れさせていただいたというような状況でございます。（「電話番号、携帯の」の声あり）

それから、先ほど申しあげましたようにご本人の携帯でございますので、それは社としての物ではないということでございますので、その分については個人情報ということでひとつ差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） あと、副町長、山中博道氏の役職ということで。副町長。

○副町長（遠藤健治君） 申しわけございません。改めて確認をいたしました。この登記簿謄本を確認しますと、この会社は平成20年7月に登記しまして、一応登記上の役員は社長お1人と、石川泰弘お一人ということでございまして、この山中氏は株主ということで、この会社の業務に当たっているというようなことでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 先ほども申しましたけれども、そうしますと連絡のやり取りというのは個人的にやり取りをしているということですね。だって、1億円のものを買うのに会社に電話がないと。それで、その山中博道さんとやり取りをしていて、それは個人的な電話でやり取りと。副町長の話が先ほど来、二転三転しているんだね。さっき、役員だと言ったんですよ。株主は役員ですか。それから、副町長と管財の職員2人とこの山中さんとの4人で契約書を交わした。そうしたら、お昼を食べたら思い出したんでしょうか、町長もいたとか総務課長もいたとか。どちらが本当なの。何でそんなに緊張しているんですか。何ですか、それは。どの話が本当の話なんですか。また1時間ぐらいするとまた変わってくるんですか。そこなんです。

だから、我々は可決しようとしているわけ。賛成しようとしているわけ。それには、それなりの環境が整わないとなかなかできないということ。だから、質問しているの。だから、納得のいくような答弁をしてもらわないと、本当に何を信じていいのかわからなくなってくるんです。

普通、これぐらいの会社でやっている会社が、1億円の取引ですよ。電話がないというのはちょっと考えられませんね。平成20年7月に設立した会社で、株式会社ということになりますと代表取締役、これを見ますと石川泰弘さん。1人だけで登記できるんですか。その辺は、私も法人登記をやったことがないもんだからよくわかりませんが、普通例えば役員とか、あるいは監査とかとこういうふうになっていると思うんですが、代表1人だけでも登記がなされるということですか。

この会社の昨年度の営業実績というのは、どのようになっていますか。

よく考えてくださいよ。1億円近くのお金、これは町民の皆さんの財産、お金なんです。それで、その取引する相手が、さてさてどうなんでしょう。電話もないとか、社長さんはいるん

ですか、この会社にはこの名前がありますが。その株主が来て、契約をして大丈夫なんですか。例えば、取締役専務とか取締役常務とか、会社の関係で社長の代理で来て契約をするというのであればわかるんだけど、役員でもない株主がこの会社の実印を持って、判こをつけますか。客観的なものの考え方で考えてください。果たしてそれで納得がいきますか。私は、ちょっと果たしていいのかなというクエスチョンマークです。はっきり言って不可解、不可思議、そんな感じですがいかがでしょうか。私だけですか、そう思うのは。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって、電話の関係でございますけれども、個人的にやり取りということではございませんで、実際に個人所有の携帯電話であることはそのとおりのようでございますけれども、私どもは公務であるわけでございますから、当然電話でのやり取りについては公務という認識でございます。ただ、電話番号を教えてくださいという話については、個人の電話なので、それは差し控えさせていただきたいということでお話しを申し上げているところでございます。

それから、ころころ変わるというよりも、最初の答弁で失念をいたしておりました関係からそういうご懸念を抱かせてしまったことは申しわけございませんでしたけれども、その仮契約の締結には、冒頭、私と総務課長と管財担当、それに町長が同席していたかについてはちょっと定かではなかったので当初言わなかったのが、ちょっと確認をいたしましたところ町長も当初同席をしたということで、追加をさせていただいているところでございます。

それから、会社の営業実績でございますけれども、正直把握いたしてございません。私ども、さっきお話ししたように、この会社は3月の司法手続きの段階で司法の場の方に入札参加資格をしっかりと手続きを取って、それで参加をしたということでございますし、当該法人の登記簿謄本で会社の存在も確認いたしてございますし、それからそれぞれ土地の登記の状況についても3月に所有権の移転が、それぞれの当該土地1筆ごとに移転されていることも確認をいたしてございますので、会社としてのこれまでの実績とかそういうものについては、今回の契約上の絶対的要件だというようには考えてございません。もともとこの会社の登記の目的が、債権及び不動産に対する投資あるいは不動産の売買等に関する事項ということで設置をした会社でございますので、その分には実績がこれまでどうだったということについては、くどいようでございますけれども、今回の売買契約においてそれは絶対的な要件ではないというように考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦委員。

○三浦清人委員 オークーになって、9,300万円をまず払うと。どこに払うんですか。そこです。要するに、この会社の実態がよくわからないのに対して支払いができますかということですが、私が言っているのは。皆さんの税金でためた基金から9,300万円というお金をぼんぼんと、相手もよくわからないのに契約をして支払いをして、果たしていいのかということ。私は、ちょっといかなものかなと首をひねっているところであります。

何か都合が悪いのかどうなのか、町長はひとつもしゃべっていないようだけれども、何か実態……。この住所をインターネットでちょっと見てみたんです、この会社。この地番、業平の何の住所を見て、そうしたらこれは普通の建物で、会社なのかなというような感じがするんです、このインターネットで住所を検索しますと。何番、何号というと、ワンルームになっているようです、マンションか何かの。そうすると、その会社にも皆さんは誰も行ったことはないんですね。町の職員でも、誰も会社には行っていない。あるかないか、わからないわけね、実態は、行っていないから。ありますとは言えないでしょう、行ってもみないから。だから、そういう会社が、登記簿謄本はあるわけです、多分、法人ですから。ただ、会社の実態がないと。実態というか、その住所に。ないというのは、まだわからないんですけれども。行ってみないと。だから、そのあるかないかわからない会社に対して、9,300万円のお金をどこに払うのかということ。私が言っている意味、わからないですか。どなたが考えてもおかしいと思うのではないですか。

やはり、取引する際にはどういった会社なのかとか、1年の売り上げとか経営状況とか、そういったものを諸々調べて、よく調査してから取引というようなことになるのではないのでしょうか。こういうことを私らの方から質問をしないと、しゃべらなかつたでしょう。誰もわからないんですよ。

さて、委員長、私は困っています。この実態のないかあるかわからない会社に対して、これをどうするかということをおっしゃられても、私もちょっと今の段階では判断を下すのは難しいです。

○委員長（西條栄福君） 町長から答弁をいただきます。佐藤町長から、先ほど何もないというような三浦清人委員からの話でございますので、町長。（「何をお答えするの」の声あり）その実態ということで、会社の。直接会ったことがないとか何とか。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、副町長がお話ししていますように山中氏がおいでになった、契約の際。私も出席をさせていただいております。いずれ、東京の会社ということについては、私もお邪魔いたしておりません。（「株主の件については」の声あり）

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 会社の法人登記が、代表取締役1人だけの登記で可能なのかということについては、私もその辺についてはちょっと知識を持ってございませんので、現実にそういう説明でございますので、それはあり得るのかなというふうに思っております。

それから、その山中氏が、会社の株主が会社の社判を持って来ていいのかと。それは、会社としての社長の命を受けて来ているという判断でございますので、そちら側でどういう対応をしてきたのか。

それから、いろんなご懸念をお話しいただいてございますけれども、ここの業平3丁目というところは確かにマンションの1室だというふうに聞いております。そこで、どのような何人ぐらいの社員がいるのかまではちょっと確認をいたしてございませんで、先ほど来申し上げましたようにこの必要性は強く感じておらなかったということでございますので、そこは確認をいたしておりませんでした。

それから、こういう会社の実態のないところにお金が払えるのかという話ですけれども、契約にもございますようにご決定をいただければ、まずもってこのネルソン・キャピタル・パートナーズの方から本町に移転登記をしていただきます。移転登記を確認した後に、この会社にどういう形で連絡が来ますか、口座振替という形に多分なるんだろうというように思いますけれども、そういう形でお支払いの手続きを取ると。この会社に対して、さっきお話ししたように仮契約変更契約書のお願いの通知とそれから契約書をここの住所で送っておりますので、間違いなく返送されてきておりますので、そこでの営業実態は確認いたしてございませんけれども、会社としての実態は当然あるというふうに、それも3月にその法人が競売に参加して取得をしているという事実も、これも厳然たる事実でございますので、それ以上の会社としての実態把握は、私どもは必要性を強く感じてはおりませんでした。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 確認ですが、心配なのは、ここでオーケーだとして、後でこの代表取締役の方から、いや俺はこんな株主に判こを持たせたつもりはないよとか、責任を預けたことはないよときた場合どうします。私は、株主さんが、役員でもない、あるいは取締役員でもない方が会社の社判を持って、契約書に判こをつけるかということです。副町長は、社長から命を受けて来たという、命を受けて来たという担保、間違いなくそうだという委任状とか、例えば。普通は取締役がやるのではないですか、そういう大事な取引の契約ですから。株主がやりますかね。できるんですか。その辺のところ。間違いがないというのならいいんです。後で、例えば

先ほど言いましたが、この代表取締役から何かクレームが来たときどうしますか。ここで、議決になったことが無効になりますよ。その確認です。

だから、我々は間違いないということで議決をするわけですから、私たちのその心配事を払拭してくださいよ、心配事を。そこです。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 確かに、ご指摘のようにその契約の締結について私どもの認識はそうでございますけれども、じゃあそれを立証する部分の委任状持参等があったかということで問われれば、それは確認をいたしてございませんでした。

ただ、これまでもこの関係についての協議の中では、全権委任みたいな形でやってきておりますし、今回もしご決定をいただけるということであれば、登記はあくまでも会社の石川泰弘との間での登記ということになるわけでございますので、それ以上絶対大丈夫かと、私どもは大丈夫という認識でやってございますけれども、それを三浦委員のご懸念を現実に払拭する、例えばここに委任状とかそういうものがないのは残念でございますけれども、そこは私どもはこれまでの経過からすれば順調にその作業も進められるものというふうに認識をいたしてございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 いや、本当に大丈夫だろうかという思いでいっぱいです。やはり、副町長の言っていることはわかるんですが、何といたっても最終的には法律になってくるわけですから、すべてのものが。信頼があるからとか、何回も話しをしてわかっているからとか、友達だからとか、身内だからとか関係ないの、そんなのは。9,300万円のまちの財産を渡すわけですから、お金を渡した後でこの石川さんが、私お金をもらっていませんよ、どこに行ったんですか、誰に渡したんですか、どこの口座に振り込んだんですか、受け取っていませんと言われてときどうしますかということ。そのときに、いやいやあなたのところの株主さんが判こを持って来てついたからやったんです、そんなの法律のどこにうたわれてある、こんなの無効だと言われたときどうしますか。誰が責任を取りますか。9,300万円を誰が払います。それを心配しているんです。これぐらいかみ砕いてしゃべっても、内容はわかりませんか。皆さん、そうお思いになるのではないですか。知り合いだとか、何回も来て顔見知りだから大丈夫だというふうにはならないわけでしょう。そう思いませんか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 同じ繰り返しになるわけでございますけれども、例えば登記が終わり

まして個人に現金の送付、代金の送付をするわけではございませんで、あくまでも株式会社ネルソン・キャピタル・パートナーズに送金をする、そういう手続きをするのが当然でございますので、その問題のご懸念については、何と申し上げたらいいのか、三浦委員はあくまでもそういう懸念を強く持たれるが、私は心配ないというようなことで、だからかみ合わないのでございますけれども、私どもはそういう認識で、先ほど来答弁をしているような認識であります。

○委員長（西條栄福君） ほかに。星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 ちょっと以前にも話したことがあるんですが、町内の企業、水産加工などを主とした企業は大変な壊滅的な被害を受けておりまして、復旧、復興に向けて歩んでいるわけですが、職住分離は理解しながらも、どうしても浸水域への工場の建設というものは非常に大きなリスクを抱えておるということでためらいがあり、できれば高台へといった声が多く聞かれております。

それと、もう一つですが、今回の震災で明らかになったといいますか、戸倉地区のように幹線道路、国道が通っているわけでありまして、これが単線でありまして、今回のように道路が寸断いたしたりしますと完全に孤立化してしまうというそういうことがありまして、今後まちづくりを進める上においては複線といいますか、バイパス的なものを絶対にセットで整備していく必要があるのかなという感じがいたしております。

今回のこの提案されております件ですが、45号線の例えば横山峠あたりにアクセスをしますと、さっき言いました町内の企業の高台移転ということについても解決になりますし、また三陸道のアクセスもかなりよくなるということで、町外からの企業誘致ということでも非常に効果が高まる、いわゆる活用の幅が広がるのかなという感じがいたしておりますが、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

それともう1点ですが、ここにゾーニングがありまして公共施設ゾーンとありますが、非常に狭いような感じがいたしております、森林環境保全ゾーンだけが広く感じるんですが、公共施設、これは戸倉地区全体の問題だろうと思いますが、ご存じのように戸倉小学校も完全に浸水しておりますし、公民館であれ、保育所であれ、そういった施設がここに移転してくるとなると、もっとこれは広い敷地を要するのかなという感じがいたしておりますが、その辺お考えを伺います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 質問の第1点、幹線道路のバイパス機能という部分です

が、西戸側に用地の真ん中に背骨が通るような感じで1本抜けていますが、ここから国道45号へのアクセスについては地域の方々からも、防災上の観点も含めてお話をいただいているところですが、この部分は、いずれ町としての道路整備という形になるかと思うんですが、398号線については現在のルートもかなり浸水域のど真ん中というところで、ルート変更も含めて県の方には相談を申し上げている状況です。

それと、もう一つ、公共施設ゾーンの面積が足りないという部分でございますが、大体4.2ヘクタールほどこの地域で公共施設ゾーンの面積をお示ししているところでございます。いずれ、公民館用地であるとか保育所、子育て支援センター、そういった用地の部分も加味した一応面積にしておりますが、いろんな部分で公共施設用地が不足という分であれば、福祉多目的ゾーンとかそういった部分ももう少し公共施設用地の利活用については、今後細かい検討を加えながら検討をしていきたいというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 この森林環境保全ゾーン、果たしてこれだけの用地が必要なのかといった意見が先ほどより出されておりますので、そういった必要な施設に対してはこういった、あえて森林を保全するゾーンの取得が目的ではないので、どんどんこれは開発していったいいと思いますし、先ほど言いましたいわゆる商工業ゾーンというものをやはり広く造成して、そこにどんどん企業を誘致していく。これもひとつの復興への足がかりになっていくのかなという感じがいたしております。

いずれ、復興計画もほぼ完成に近づいております、今後土地利用という意味ではいろいろゾーニングは示されておりますが、用地の取得が今後は最大の課題になっていくものと思います。そういった意味では、大変これから苦勞をするものと思いますが、やはりこれだけまとまった用地が一気に取得できるというものは、やはりこの機会を逃すべきではないと思いますので、ひとつ積極的に取り組んでほしいものだとそのように思っています。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先ほど来、ご指摘の部分で森林環境保全ゾーンという部分でございますが、机上の中である程度造成が可能なエリアという部分で、今の部分は土地利用計画として示させていただいております。議員ご指摘のとおり、当然のことながら不足の部分については、そういった環境ゾーンの造成可能な部分は有効利用していきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 午前中から大変多くの方々からご意見が出たようでございますが、私もひとつこの防災集団移転促進事業についてお伺いしたいことがあるわけでございます。

大変、この被災された方々にとっては本当に重要な事業だと認識はしておりますし、また反対するものではないわけでございますが、この被災された方々の気持ちは、私も被災を受けまして家からすべてを流されているわけでございまして、私自身も高台移転を毎日のように考えているわけでございますが、ただ国の方針が出ない中で幾ら考えても、先走ってやって後悔するのではうまくないなとそういうような考えのもとで慎重になっているわけでございますが、この件につきましてもやはり大勢の皆様に移転でございますので、慎重にならざるを得ないのかなとそう思うわけでございます。

その中で、この事業を進める中で、大変貴重な調査をされたこの資料でございますが、この資料の中から8ページあたり、「移転したい」「条件つきで移転したい」というふうなことで、条件付きの移転が56%、半数以上が条件さえよければ移転してもいいよというような解釈にもなるわけです。そこで、その条件といいますと、やはり誰しもが考えているように土地が広げればと。あるいは、また先ほども出ましたがこの土地が後には自分のものになればと、これが大半でございます。この条件に町がこたえることができるのか、できないのか。この調査の文言等を見ると、ちょっと難しいのではないのかなとそう思っているわけでございますが、まずもってこの高台移転を希望している方々の移転のその条件に町がこたえることができるかどうか、お聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 一定の条件を地域の方から示されている部分につきましては、現時点で国の制度が固まっていない中でクリアできると明確にお話しはできませんが、今の制度上を考えた場合、移転する土地が自分のものになるということについては、ある一定の条件を満たした上であれば可能かと思えます。100坪については、どうしても全国一律の補助基準という中で取り組まざるを得ないということもありますので、町がどうのこうのしてという部分ではちょっと厳しいかと思えます。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 何年か後、近い将来これが自分のものになるのかと、その辺はどうですか。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 地域の説明会でもお話しはしているんですが、例えば半永久的に町が賃借料をいただきながら、ずっと事務をとっていくことがその方々のためなのかと

いったことを考えた場合、いずれ一定の期間が来たときには払い下げという手段も選択をせざるを得ないだろうというお話は説明させていただいております。ただ、現時点でそれが最初から分譲目的で造成するとするならば、現行制度では補助の対象から外れるということを経験済みですので、それはある一定の期間が来たときに町として判断をせざるを得ない項目だと思っております。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 国の方針が決まらない中で、課長もこうだとは言い切れない気持ちはよくわかります。しかし、望んでいる方々と条件が合わないというようなことになってきますと、この調査で得た数字は変わっていくのかなと。十分あり得ることではないのかなと思います。これは、変わっていった場合に、それでは本当にここでいいのですかと、本当にこの家にすんでいいのですかと問いたいです、住民の皆さんに。ですから、国の方針はそんなに遠くない時期に出るのかなと。3次補正等々も今いろいろ準備しているようでございますので、もう少しお互いに真剣に後々のことまで考えながら、後である時買って失敗したよというような結果にならないようお互いに慎重に、そしてまた迅速に進めるべきなのかなと私はそう思います。

終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようであります。

お諮りをしたいと思います。

本日も朝から議論してまいりまして、この質疑の状況からいたしまして本案に対しまして、けさ冒頭、口述で申し上げましたように討論、採決への方向へといきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであります。それでは、そのように取り計らわせていただきます。

これより、議案第81号財産の取得についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。これにご異議ございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 起立採決で。

○委員長（西條栄福君） ただいま、起立採決という提案でございますが、起立採決でよろしゅうございますか。ご異議ございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 簡易な起立採決をお願いします。

○委員長（西條栄福君） わかりました。

それでは、採決は起立採決にて行います。

先ほど申し上げましたように、討論を経てということでございますので、これより討論に入りたいと思います。討論ございませんか。

それでは、まず反対討論の発言を許します。ございませんか。

次に、賛成討論の発言を許します。山内昇一委員。

○山内昇一委員 賛成の立場で討論します。

今回、3.11大震災から本町は壊滅的な被害を受けて半年を経過したわけでございます。不幸にして、津波で住み慣れた数多くの住居や家族そして友人、親戚など数多く、戸倉地区は特に75%と高いといわれており深刻でございます。生死の境から奇跡的に生還した町民の方々は、現在仮設住宅で不自由な生活を強いられ送っておるところでございます。ただいまは非常時でございます。多くの町民の要望などその現状を考えると一刻の猶予もなく、復興への立ち直り、再生への支援策を決定しなければならないと思います。

今回の戸倉地区に隣接するゴルフ場跡地の土地の取得については、地元地域の方々からも強い要望がありまして、今後の開発ニーズにも期待をしたいと思います。一日も早く、全町民に安全な高台避難を推進すべきであり、戸倉集落の方々そして全町民に対して、今回戸倉地区が最初となりますが、今後その他各地区においても喫緊のそのまちづくりを加速させるためにも、このような土地に取得も含め推進することが喫緊の課題だと思います。

これを踏まえて、賛成といたします。

○委員長（西條栄福君） 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。

次に、賛成討論の発言を許します。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 本議案は、一応戸倉地区と、特に戸倉の4地区、そのための一つの財産取得ということでございますが、いわゆるそれが基本となっておるわけでございますが、やはり先ほど意見もありましたが公共施設、特に公営住宅等を考慮した場合には、ある意味では全町的なとらえ方もできるというふうに思います。やはり、今の状況の疲弊感漂う町内の形の中から、それを考えた場合に早く取得をいたしまして、早く被災住民に安心感を与えると。さらには、復興に向けてその意欲を喚起させるという意味合いからして、早く取得をして、一日でも早く着手すべきとそういうふうに考えております。

よって、3番は賛成いたします。

○委員長（西條栄福君） ほかに討論はございませんか。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第81号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立少数であります。よって、本案は否決すべきものと決しました。（「委員長」の声あり）星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 本案に対しまして、少数意見の留保をお願いいたします。（「賛成」との声あり）

○委員長（西條栄福君） 賛成者がいましたので、少数意見の留保ということで議長に報告いたしまして、本会議で審議していただくこととなります。それには、少数意見の留保の詳細な説明、それを提出お願いしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時10分といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのございます。

休憩前に続きまして会議を開きます。

次に、調査事件であります。

被害状況及び復旧状況について、各担当課長による説明をお願いいたします。

なお、随時担当課長の指名をいたしませんので、説明が終了次第、引き続き説明をお願いいたします。危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、お手元の資料に、特別委員会資料として9月4日付の資料でございます。当時、危機管理課の被害状況として9月1日現在と取りまとめてありました。一番新しいデータとして取りまとめた内容でございますので、後ほど新しいデータの部分につきましては口頭で申し添えさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、人的被害の状況でございますけれども、全国では死者、行方不明者合計で当時は2万139名という形でございます。宮城県においても1万1,723名が死者、行方不明者ということでございます。特別委員会の数値としてご報告申し上げておきましたのは、従来は南三陸町警察署発表数値ということでご報告申し上げておきまして、たしか前回、千葉委員のご質問で行方不明者について今後動く可能性があるのかといったご質問があった際に、安否不明の方も含まれておりますので20%程度調整する必要があるということをご報告申し上げておきました。その後、保健福祉課の方で安否確認が進みまして約1カ月間、その間あったわけでございますけれ

ども、9月1日現在といたしまして警察署発表数値の死者としては558名、行方不明者が349名、合計で907名という数値でございます。

隣の欄に、住民記録のあるものと新たに記載させております。これは、警察署発表数値につきましては、あくまでも南三陸町内で被災に遭われた方ということで、町民でない方も含まれておりました。その後の確認作業が進んだ関係上、南三陸町に住所のある方ということで死者の方が449名、行方不明者が339名、合計788名という数値に、一応9月1日現在では取りまとめた数値でございます。

一番新しい数字で申し上げたいと思います。

全国数値が、9月22日警察庁発表の数値ということで、死者の方が1万5,805名。15805。行方不明が4,040名、合計で1万9,845名。2万人を割っております。宮城県は、9,477名が死者の方、行方不明が2,141名、合計で1万1,618名。南三陸町、これは警察署の発表数値になります。死者の方が560名、行方不明者341名、合計901名でございます。住民記録の部分については、なお現在まで調査中でございますので、9月1日現在の数値でご了解いただきたいと思います。

ただ、今後この合計値が大きく動くことは恐らくないものというふうに考えておきまして、行方不明者の方が発見されて死亡が完全に確認されれば、死者の方に動いていくということで、合計値の大きな変動はないものと見込んでおります。

続いて、放射線の測定の関係でございます。

7月11日から庁舎前で毎日のように放射線量を測定しております。これは、その調査結果をグラフで表したものです。見にくくて申しわけございませんけれども、縦軸に単位、これは0.02マイクロシーベルトごとの目盛りでございます。下の軸が測定日でございます。赤いラインが地表から1メートルの部分で測定したもの、青い矢印が0.5メートル、50センチの部分で測定した内容で、各5回ずつ測定してその平均値で表しております。いずれも大きく0.1マイクロシーベルトでずっとほとんど経過いたしておきまして、一番大きな線量の測定があった際においても1メートルの地点で0.107マイクロシーベルト、50センチの地点で0.119マイクロシーベルトという結果でございました。一番新しいデータでございますと、9月22日に1メートルの地点で0.095マイクロシーベルト、0.5メートルの地点で0.098マイクロシーベルトということでございます。この数値は、いずれも人体に全く影響を及ぼす数値ではないということで、ご了解をいただきたいと思います。

なお、当町内にはいわゆるホットスポットという箇所は見当たりませんので、おおむねこの

数値で全地点測定できる数値内だというふうに考えております。

危機管理課は以上でございます。

○町民税務課長（阿部俊光君） 続いて、町民税務課から報告をいたします。

3ページをお開きいただきたいと思います。

被害調査状況でございます。罹災証明の発行関係でございますが、8月31日記載の数値ということで本資料を作成いたしました。

ちなみに、最新の数値で若干増えておりますので、朱書き訂正でもお願いしたいのですが、④罹災証明の申請数、本資料では3,105世帯の方というふうになってはいますが、現在3,123世帯の方に申請をしていただいております。

⑤未申請、④が増えましたので、ここには196世帯とありますが178世帯となっております。

下に、米印で「死亡120、外国人18世帯を除いた58世帯を調査中」という表記でございますが、現時点での数値でございますが、死亡の中に行方不明の分を加えまして120が140に訂正をお願いしたいと思います。外国人は変わらず18でございます。したがって、178から死亡、行方不明の140を引いて、さらに外国人18世帯を引きますと残りが20世帯ということで、3,301世帯のうち20世帯ということで0.6%、ここを調査中ということでございますが、所在、住所、そういったところがまだ不明という状況でございます。継続して調査を続けてまいります。

それから、二つ目の星印に高速道路の無料の証明書の枚数ですけれども、709世帯とありますが、現在756世帯の方に受領をいただいております。

真ん中の税及び健康保険の関係でございますが、記載のとおりでございますが、一番下に国保の減免の世帯の数で1,890と、当時この世帯の数だったんですけれども、現在2,100ぐらいになってございます。

それから、一番下。これは、過日町長が行政報告でも申し上げました町税の減免減収の見込みということで、町税が記載は7億円ですが、7億6,300万円というふうに現時点では見込んでございます。

健康保険税は3億3,000万円というような見込みでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、保健福祉課の報告をいたします。

まず、支援金、義援金の状況でございますが、約1カ月たっておりますのでこちらも数字が変わっております。朱書き等で訂正をお願いしたいと思います。

まず、基礎支援金ですが、3,028件となっておりますが、9月25日現在で3,039件でございます。3039。大規模半壊が79です。合計が3,118となっております。

次に、加算支援金でございますが、詳しい数字はちょっとあれですが合計のみとさせていただきます。221件でございます。221件に変わっております。

2番目の災害義援金の状況でございます。こちらもすべて数字が変わっておりますが、合計のみ訂正というようなことで了承願いたいと思います。合計だけでございます。まず、件数ですが4,079件。4079になります。

それから義援金受付団体分配分済み額、これが32億4,545万円、324545になります。

次に、宮城県でございますが6億590万円、60590です。

それから、町の方でございますが5億4,250万円、54250になります。

次のページをお開きください。

弔慰金の件数につきましては、今のところ同じでございます。

4番目の災害援護資金の受け付け状況でございますが、25件になっております。

貸しつけ決定が22件となっております。

それから、介護認定につきましては月例の報告ということになりますので、このままの数字になっております。

次に、母子保健事業についての変更点をお知らせいたします。26件、母子健康手帳、妊婦一般健康診査の交付数でございますが、4月から9月までというふうなことで35件でございます。それから、新生児訪問は37件となっております。それから、下の数字は乳幼児検診の関係でございますが、3歳児が37人から43人、それから1歳6カ月児が25人から39人、2歳6カ月児が20人というふうなことでございます。

それ以外については、変更はございませんが説明だけ申し上げたいと思います。

精神保健につきましては、心のケアチームそれから精神保健相談、アルコール相談を5表のとおり行っております。健康相談につきましても41件というふうなことでございます。避難所の食事支援それから食事状況調査、栄養食生活相談は、表のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 環境対策課でございます。

7ページお開きください。

まず、1番、死亡者の火葬の状況でございますが、8月末現在で516件でございます。

それから、廃棄物の処理でございますが、し尿処理につきましては町の衛生センターの方で9月から一部処理を開始してございます。従来は、上水道不通のためにすべて登米市の方をお願いしてございましたが、沢水を利用しまして一部処理を開始してございます。

それから、ごみの処理につきましては、先日お話し申し上げましたが、10月からほぼ震災前の状態で回収を始めるということにしてございます。

それから、がれきの処理でございますが、一時仮置き場から8月8日から青森県三戸町の方に搬出を開始してございますが、当初1カ月当たり最大3,000トンぐらいまでという予定でございましたが、お盆を挟んだせいもございまして、それから現場のがれきの状態が思ったより大きい木材等の混入が多くて、破碎の作業の方に若干手間取ったということもございまして、8月分の実績では約600トンの搬出を行ってございます。

消毒につきましては、記載のとおりでございます。

○建設課長（西城 彰君） それでは、建設課分を報告させていただきます。

8ページをお開きください。

まず、仮設住宅の建設状況でございますけれども、現在町管理が2,163戸、8月30日に完成しています。それから、あと県管理分、これはイオンの方に32戸ありまして、これも完成してございまして、全体で2,195戸が現在ございます。

それで、（2）の民間賃貸住宅でございますけれども、現在450戸というふうになっております。

それから、3番目の建築の安全性の確認でございますが、1番下段の住宅の応急修理制度でございますけれども、これは現在では83件実施してございます。

以上でございます。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） それでは、上下水道事業所から水道の復旧状況についてご報告いたします。

給水状況でございますが、8月末をもちまして一般給水の給水活動は終了いたしまして、一部自家水の住宅及び官公庁への給水を実施しているところでございます。

なお、給水車につきましては、以前に兵庫県西宮市さんから寄贈を受けました2トン給水車を使用しているところでございます。

復旧状況につきましては、流失した施設、管路の仮復旧を実施するとともに代替水源の確保などによりまして、復旧率は99.9%となっておりますところでございます。

3番の水道料金の状況でございますが、8月末に全体がほぼ復旧したこともございまして、

9月使用料を10月の使用料として徴収することを現在進めているところでございます。

以上でございます。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、11ページをお開き願いたいと思います。

産業振興課、農業関係についてご報告申し上げます。

まず、農業生産対策交付金事業関係でございますけれども、内示を現在いただいておりますというふうなところでございます。

それから、耕作放棄地の実証圃の関係でございますけれども、歌津地区の峰畑と管の浜地区でそれぞれ里芋の生産を行っておるところでございます。

それから、農地の災害復旧関係でございますけれども、査定に向けた準備を進めておるといふふうなことでございます。

放射能関係でございますけれども、とりわけ米の放射性物質の調査でございます。9月22日に採取を行いまして、9月24日に結果が出ておりました、放射性セシウムの検出はしなかったということで、実質安全宣言というふうなことになっております。

それから、牛肉に関しましては、当町につきましては1戸1頭検査というふうなことで、安全を確認しながら出荷をしておるといふふうなところでございます。

以上です。

○産業振興課長（佐藤 通君） 引き続きまして、水産業に関してご報告申し上げます。

まず、一つ目でございますが、仮設の魚市場の工事に関しましては順調に推移しております、完成を10月21日と見込んで工事を進めております。

それから、仮設の造船場を設置しようということでやっておりましたが、中小企業基盤整備機構の方から仮設の工場を建ててもらおうということでやっております、なかなか建築確認が下りてこなかったんですけれども、先週確認申請が下りまして、現場にて工事が始まっております。

それから、来春の塩ザケのふ化放流のためのふ化場の応急修理の関係でございますが、これは今月16日に工事の入札をしていただきまして、翌17日から工事に着工していただいております。10月31日を完成のめどとして、現在工事を進めております。

それから、沿岸の磯根資源等の調査に関しましては、従来どおりアワビ、ウニのえさとなる藻場の調査を中心にプランクトンだとかの調査を継続してございます。

それから、12ページの方にまいりまして、商工観光関係でございます。

先ほど申しました中小企業基盤整備機構によります商工業者の仮設店舗あるいは仮設工場の

関係でございますが、これは8月末までに商工会の方で希望する方々から希望をいただきました。それで、当課の方が窓口となっております、そのエントリーシートを出すんですが、8月末で取りまとめしております72人の方々から希望がありまして、中小基盤整備機構の方へ要望書を出してございます。なお、これに関しましては、72件がすべて採択になるかどうかというのは、今後の中小基盤整備機構の方の審査によるということでございます。

それから、7月からでございますが、無料職業紹介センターをベイサイドアリーナの一角に開設してございます。

それから、緊急雇用の創出事業でございますが、事業としましては8月末現在で35事業、金額で7億600万円ほど。新規雇用創出者は、251名ほどをカウントしてございます。

それから、全国の商店街関係者等の協力を得まして、復興市を毎月最終日曜日に開催してございます。

産業振興関係は、以上でございます。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 教育総務課です。

13ページ、14ページでございます。

1点目は、戸倉小中の区域外設置の期間でございますけれども、当初は集団避難という考え方から半年程度を想定しておりましたけれども、今般諸々を検討した結果、今年度末までの区域外設置の期間といたしました。

それから、学校給食については、当初簡易給食としてスタートをしたんですが、2学期からは汁物を1品調理できる体制を整えましたので、現在は完全給食と同様の内容となっております。

三つ目は、小中学校の児童生徒の在籍数でございますけれども、1学期の始業時と2学期の始業時の比較でございます。2学期の始業時におきまして、1学期の始業時よりも児童生徒合計で84名増えたというふうなことでございます。

以上です。

○震災復興推進課長（及川 明君） 最後に、震災復興推進課でございます。

資料の方は、別資料になっておりますので、まず資料の1でございますが、町民会議の状況でございます。第3回目を8月10日、第4回目が8月19日、第5回目8月23日に開催しております。9月定例会の冒頭に、町長の方から行政報告で9月7日に町民会議の提言書として、資料は提出されているところでございます。

○委員長（西條栄福君） すみません。震災復興推進課長、ちょっとお待ちください。

○震災復興推進課長（及川 明君） 右上に、資料1となった資料でございます。

○委員長（西條栄福君） 何部かありますので、今配付します。失礼しました。すみません、どうも手違いで。よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうござひますか。それでは、震災復興推進課長、お願ひします。

○震災復興推進課長（及川 明君） 大変失礼いたしました。

○委員長（西條栄福君） 最初からお願ひします。

○震災復興推進課長（及川 明君） 資料1でございますが、町民会議の開催状況でございます。8月10日に第3回目を、8月19日に第4回目、8月23日に第5回目の一応活動報告として、資料として報告させていただいております。

なお、9月7日に第6回目の会議とあわせまして、町長が行政報告で申し上げましたとおり、町民会議からの提言書をいただいているところでございます。

次に、資料の2になります。

防災集団移転促進事業の説明会開催についてということで、本日、先ほど来ご審議いただきました西戸・折立・水戸辺・在郷地域の方々の事業の説明会、そして意向調査の調査票を資料として出させていただいております。その結果につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

最後に、資料の3になります。

南三陸町の復興まちづくりに関する意向調査の結果でございます。これにつきましては、8月1日現在で、一たん速報値として集計状況についてお知らせしておりましたが、最終的に回収率が65.4%となりました。

内容につきましては、まず2ページをごらんください。

約90%の方が引き続き南三陸町内に住みたいという居住意向がある結果となっております。居住場所を選択する際には、特に重視することという部分では、津波に対する安全性を重視するという選択をした方が60%と非常に高い結果となっております。今後の住まいについての設問につきましては、南三陸町合計で1戸建てと選択した方が80%おりましたが、公営住宅を選択した方が全体で約12%もあったという結果となっております。特に、志津川地区におきましては、公営住宅と回答された方が19%と非常に高い数字となっております。

次に、3ページ目でございます。

自然災害に強いまちづくりに重要なこととお聞きしたところ、住まいの高台配置と答えた方が約70%という状況となっております。また、病院、庁舎の高所配置やライフラインの強化な

ど、今回の震災で非常にお困りになった項目を選択した方という部分が顕著にあらわれたよう
でございます。

最後に、4ページになりますが、その他の意見の一部をかいつまんで記載しておりますが、
意見の数が非常に多いということで、現在もその集計に努めているところでございまして、詳
細につきましてはホームページ等で掲載をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。

これまでの説明に対しまして、伺いたいことがあれば伺ってください。三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず、国保税の関係ですが、今収入がないということで減免措置をとられて
いるわけであります。特に、罹災なされた方々は全額ということではあるんですが、家が残って
被災がなく、ただ残念なことながら職場がなくなってしまったと、働き場所ですね。その震災
によって働き場所がなくなったと。たまたま前に勤めていた会社の給料がよかったために、15
万円の失業保険をもらっていると。しかしながら、我が町では15万円を過ぎると減免措置がな
いというようなことになっているようで、この額の引き上げができないものかということ
です。18万円とかぐらいまで引き上げて、それ以下であれば減免措置がなされるというような改
正はできないかどうか。といいますのは、昨年の収入によって保険税とかいろいろ出てくるわ
けですよ。15万円をもらって、保険料が家族いろいろと人数にもよるんですけれども6万幾
ら、それから住民税とかガス、水道、電気、光熱費、それから生命保険とか諸々を差し引かれ
ると、手取り五、六万円しかないんです。そうしますと、五、六万円で三人、四人家族が生活
できるかということです。だから、その辺の不足している分は、これはなかなかお金を貯金し
ている方だけではないわけで、困ったというお話も多々聞こえています。ですから、できれば
失業保険の収入が18万円以上であれば減免措置がなされないと、それ以下であれば減免措置が
できるというような改正ができないかということです。

それから、水道料金の関係ですが、町外、特に登米市の仮設住宅に行かれている方々は大体
500世帯ぐらいなんですかね。登米市と我が町の水道料金の差というのが出てきているんで
す。登米市さんが高いそうです。自分たちは好きこのんで行ったのではないんだけれども、登
米市の水道ですからその料金を支払わなければならないと。たまたまくじ引きが悪かったため
に向こうに行ったと。それで、高い水道料金を払わなければならないと。我が町と向こうの差
額が何とかならないかと、こういう話なんです。その辺のところを検討していただけないかと

いうところです。

それから、復興のまちづくりということで、高台集団移設ということで、午前中からゴルフ場跡地の問題も言われました。その中で話そうかと思ったんですが、後でいろいろ出てくるだろうと思ってそのときは言いませんでしたが、実は私きのうも在郷あるいは西戸地区にある国有林の話をしました。課長もそんな何を初めて聞いたということでおりますので、先ほどちょっとアンケートの内容からこう聞くと、西戸とか在郷地区の方々はできるだけ向こうの方に、向こうの方は西戸の方、在郷の方にそういった集団の方を希望するというような意見もあったという話をされましたので、やはり自分たちが住んでいた土地のその近くの高台地の方を皆さん好むわけです。よそには行きたくないんです。ですから、この国有林1,700町歩を西戸・在郷地区の方々のために、ぜひ皆さんに話をしてください。そして、アンケートをとってください。そうしますと、かなりの人数の方々がそちらの方がいいというような話になるかと思うので、ぜひそういうふうにしてもらいたいと。できるかできないかではなくて、やっていただきたい。何が何でもゴルフ場跡地を買いたいからやらないんだということであれば、いたし方のないことではありますが、そのように進めていくのかどうか。この質問です。

○委員長（西條栄福君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の国保税の関係でございます。

結論でございますが、今定例会の減免条例の第2弾ということでご提案をさせていただいております。その段階で詳細についてはご説明をさせていただきますが、まずもって三浦委員がおっしゃるように被災も罹災もないんだけど、勤めていた会社が流失をしたために解雇になったと。早々の収入があったために課税をされてしまった、あるいはその会社がきちんとした保険を掛けていたために失業保険が15万円、18万円あるいは20万円もらっているということに対する部分なんですけれども、結果として罹災はされていないんですけれども減収割合、そういったものを考慮しながら、例えば去年と比べて6割に落ちたとか、3割まで落ちたとか、そういう個人個人の減収状況によって減免をしましょうというような条例を提案させていただいております。

それから、若干失業保険などをもらっている、あるいは失業保険ならずほかに臨時収入的な部分についてなんですけれども、県の国保医療課の方に先日問い合わせをいたしました。こういった方がたくさんいるんだけど何とかならないのかということで、県の方では最終的には市町村の判断にお任せをしますというふうに向けられたんですけれども、当町としては担当といろいろ協議をした結果、家族の人数にももちろんよりますけれども、五人、六人、七人と

大勢いて、そして失業保険が15万円、18万円というような場合に、通常的生活費でこれはいっぱいだろうというようなことから、何も基準はないんですけれども、通常滞納を差し押さえる場合に差し押さえ禁止の基準がございます。これが10万円と決まっているんですけれども、それをもとに当町の国保もそれを基準にして、それを下回ったらやはり国保税を免除しようというような流れで事務を進めております。ただ、これは市町村がその国保加入者のためを思って、ある意味そういう支援をした結果、年末に調整交付金が減らされるとかそういうふうなことになるかと非常に財政的にも困るので、今町が主体的に被災者に対して支援をしたそういった措置が結果としてペナルティーにならないような確認を県庁と取っております。そういった内容でございます。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） その仮設住宅の水道料金のことは、私もいろいろと耳に入っております。

私自身も町外の方でお世話になっている1人でございますが、確かに水道料金は高いんですけれども、本町の場合は10トン使用した場合は1,785円という税込みなんです、登米市さんは基本料金が1カ月当たり1,260円でございます、1トンから10トンまで140円なんです、1トンにつきまして。10トン使った場合は1,400円がプラスされて、2,670円ほどですか。10トン使用して約1,000円弱高くなるんですが、そういう部分を要するに水道事業所の方で負担軽減にならないかということですね。

その分を負担できないかということですが、そうしたい気持ちは重々あるんですが、次の補正等出てくると思いますが、残り半年分の水道料金の収入を見ますと相当な収入減になるんでございます。そういうことも踏まえまして、ご負担をかけて申しわけございませんが、ほかの気仙沼市さん、石巻市さんもそうですけれども、私のお世話になっているところでも気仙沼市さんの方がおりますが、その町の水道料金を納めて生活しているわけでございます。だから、そういう水道の財政状況のこともありますので、仮設住宅に入居の方々は大変でございますが、その登米市さんばかりではなくてほかの地区にも避難というか、住宅を借りてございますので、そうしますと正直申しまして収集というか、そういうところも大変なんです。大変と言ってもらえないのではないか、何とかしてもらいたいという気持ちはわかりますが、そういうことで何とかご理解をいただければと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先ほどの議案の質疑の中で、西戸地区からできるだけ近い

方がいいという部分は、あれもゴルフ場の開発予定地の中でできれば近い方がいいというお話でした。

議員から、きのう唐突に国有林というお話が出ましたが、いずれ地域の方々とも当然そういった相談もしなければなりませんし、現地も本当に造成可能かどうかという部分も含めて検討した上で、そういった意向などを聞く機会を設けていかなければならないのかなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 失業保険の額の引き上げはぜひしていただいて、課長が言っている、例えば申告があつて下げた、ところが来年になってみたらそれ以上の収入があつたとそういうとき、後で徴収するとか何とかと大変なことだということはわかっているんですが、失業保険の場合ははっきりとわかっていますので、そういうふうな何か証明になるものか何かをもらって、そして判断をしていただいて、何度も言うようですが15万円をもらって、いろんなものを差し引かれて手取りが5万円ぐらいしか残らないで、さらにまた子供が高校に通っているだとか、どういうふうにして生活をしたらいいべね。

きのう、私も生活保護の申請についての話を出しましたが、そういうふうな形になってくるのではないかなと思います。うちが流されても仕事があつて毎月収入がある方もいるし、何もその人が悪いというのではないですよ。だから、何か不平等にまた出てくるのかなという感じがいたしますので、ぜひその辺の検討をしていただきたいと思います。

それでも、工場あるいは会社に勤めて失業保険に加入している方々はいいいんです。ところが、自営業をやっている方とか漁業、農業ですね、主に我が町の第1次産業をやっている方々は失業保険もかけていないので、そういった収入もないんです。実は、あそこは労働省ですか。努めている方々が雇用保険、失業保険を掛けていて、その積立金が数千億円、たしか7,000億円とかといいましたけれども、その金があるそうなんですけれども、これも一時的に、この震災ですから、できれば漁業、農業をやっている方々にも何十万円とはいいいませんが、月に5万円とか7万円とかぐらいのそれを出してもらえるように、政府にお願いをしてはいかかなという思いがしているんです。1,000年に一度の震災ですから、毎回、毎回あるわけでもないし特例ということで、そういった基金があるのであれば国の方でもはき出してもらいたいなという思いでいます。それを政府の方にひとつ、我々議会も意見書として出すという案も出したいと思いますが、執行部の方もぜひそういったことも話しをしていただきたいというふうに思います。

それから、水道料金ですが、所長も企業会計の立場で、何せない袖は振れないということで気持ちはわかるんですが、しかしながら事態が事態、事情が事情。たまたまくじ引きの運が悪くて、よその土地に行って生活したら差が出てきたと。負担の差ですよ。これはどうかと思うんです。それは、やはり平等性というか、こちらに通うにもガソリンがかかっているんです。地元にいる方は近場に集まることができるんですけれども、何か用があるとわざわざガソリンを使って来るので、そういうふうなことも考えていただけないかなというふうに思うんです。中には、くじ引きもさせられないで、よその仮設に行かなければならなくなった方々もいるんです。そういう方々は本当に非常に気の毒なの。くじ引きをして、当選しないから仕方がないなど行った方々ばかりではないんです。無理矢理といたしますか、くじ引きにも参加できなかった方々が実質いるんです、登米市の方の仮設住宅で生活している方に。そういった方々は本当に気の毒です。ですから、そういったことも踏まえてやはり平等になるような施策をしていただきたいというふうに思います。

それから、課長、ひとつ皆さんと検討して近いうちにやってください。そして、早いうちにアンケートを出してください、アンケート。

このゴルフ場のアンケートも3日間。驚きました、私もこの資料を見て。6日、7日、8日の3日間のその戸倉地区の説明。9月8日午後7時から午後9時まで説明をして、翌日に投函しろというんだね。まあ、何でそんなに急がなければならないのかなとクエスチョンマーク、クエスチョンマーク。あらあら、何と、何と。せめて2日ぐらいの余裕を持って普通はやるでしょう。アンケートですから、意向調査。それを前の日の夜9時まで説明して、次の日に投函しろという話はあるべか。笑い事ではありません。あなた方のやっていることは、全く信用にならない。課長1人でやる仕事ではないから、あなたは職員で、命令されればやらざるを得ないから、わかりますけれども、今回その門前山の国有林のアンケートは、何も前の日に説明して次の日に出せとは語らないから。まあ、2日ぐらい余裕を持ってやって、その成果をあらわしてください。必ずやいい方向が生まれると思います。

それから、造成費のことを云々と言いましたけれども、丘陵地というんですかね、このなだらかな。造成費は余りかからないよだという話です。私もまだ現地に行ってしっかり全部歩いたわけではないですけれども、なだらかな山で。

きのう、新聞に掲げてあったんですが、切り土と埋め地とありますよね、造成した場合。この埋め地に家を建てることは、果たしてこれからどうなるのかという問題になっています。要するに、今倒壊とか地震によって壊れたり傾いたりした所は、すべて埋めた所なんです。切り

土、要するに山を削った所は動かないと。これから、埋め地に建設するのをこれから検討するようですけれども、ゴルフ場跡地ははっきり言って埋めるところだらけです。切り土は少ないです。ですから、そういったことで今後の残された土地の利用、活用とかという話もしていませんけれども、私はちょっと無理だと思います。あの土地、残された60町歩以上の土地は何も使いものにならない。多分、その造成する根っことか木をごっそりそこにぶち込むんでしょう。私はそう見ています。要するに、搬出することなんかしないと思いますけれども。そのぶち込んだ所に家なんか建ちません。建物なんか建てませんから。今のうちにはっきり言っておきますから。使い道はないです。あそこは、ゴルフ場には適している。宅地には全くだめだと。この話をしたのが、我が町出身で仙台で不動産をやっている方がはっきり申し上げています。現場がその競売にかかったときに見に来たそうです。でも、昔から知っているからそこには手を出さないと。造成費はかかるし、使い道がないということで、応札はしなかったということがあります。そんなこんなで、ひとつ課長の方に申し上げておきます。くどいようですけれども、よろしく願います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 二、三、お聞きいたしたいと思います。

まずもって、建設課の方から願います。

一つは、土地取得の件で出ましたけれども、県道398号線の考え方。と申しますのは、路線変更を恐らくしなければならぬのではないかなというふうな思いがいたします、まずもって。それから、かさ上げをする、そういったことは現状を踏まえた場合にどうなのかなというふうな思いで、このことについて、戸倉地区は特に大被害地でございます。どの浜もほとんど住宅が流失、全壊しておりますから、そういう意味合いでまずもって道路をどこにつくるか、それによって高台の住宅地も変わってくるだろうという思いから、この道路設置の考え方、これをひとつお聞きいたしたいと思います。

それから、次に水道でございます、水道。

それは、ライフラインとしての水、それは命に大切なものはやっぱり水なんです。それで、ここにあげておられるのは、8月をもってすべて給水は終了したとありますけれども、今後水源地の確保とか、15号台風でまた浸水、したというような状況もございますので、これを復興に向けてどういうふうにご考えておられるのか、その辺をまずお願いしたい。つまり、代替水源で恐らく田尻畑のことを書いていると思うんですけれども、それから旭ヶ丘を通過して、助作へもって来て各町内を給水したという経過でさきの報告ではありますけれども、それをいつまで

そういうふうにしておくのか、早く水源確保がされれば、こういう例えば台風で二次災害を受けたような状況にはならなかったろうという思いから、この水道事業のことについてひとつ考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、次に11ページでございますけれども、農業関係でございます。

このプロジェクトチームは、前回と同じような文言でこの報告がされてあるんですけれども、そのプロジェクトチームで今はどういうことを考えているのか。それから、耕作放棄地が南三陸町には農業センサスでは420町歩から450町歩ぐらいなただけけれども、現在の遊休農地というのは500町歩を超えているのではないのかなど、私は考え方からすればそういうような状況に現在あるわけです。それを1地区の、歌津の峰畑で事業を実施しているということなんですけれども、こうした浸水による、あるいは流出、あるいは土砂の流入、そういう状態で現在見込みのない田畑が非常に多いように思います。この対策をどうしていくのか、現在どう進めておられるのか、その辺をひとつお願いします。

それから、その放射性物質の関係についてはここに記載されたとおりで、稲作を初めそう影響はないだろうというのが南三陸町の実態のようでありますから、あるいはこの畜産についても。ただ、問題はそうしたときにその風評被害、実際には放射線量そのものが基準値以下であっても、風評被害による例えば畜産事業であった場合には、いまだに安値でしか取引されていない、あるいはえさが高騰しておるにもかかわらず1年も2年もかかって、1日何十万という多く買っている人は赤字を出しながら経営をしているというような実態も聞いておりますので、その辺の、余り難しいことを言ったってわからないんですけども、セシウムの関係だなんというのは問題ではないと思うんですけれども。

それと、もう一つは、流出されてある土地あるいは浸水した土地、それをどういうふうに復興に向けて今現在やられておられるかなんです。例えば、集落へ進めているのか、あるいは法人化の推進をしているのか、あるいはその集落でもって6次産業化を進めなければならないのか、そういう町としての指導指針、それはすべて田畑を国で買い上げれば問題はないんですけども、その買い上げることもいまだに見えてこないということだった場合にどうしていくのかということ、まずもって町として考えておられるのか。

一応、この農業、それから水道事業の件、それから建設のこの3点をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 国道398号線ということなんですけれども、まず現状の災害査定が

今入ってきていますので、1メートル程度道路も地盤が沈下していますのでそういう現状復旧、1メートルぐらい上げた中での災害査定というものが行われていって、そういう国の補助金とかそういうものが決まってくると思います。それから、これをあと復旧していく場合に町の復興計画、いろいろご議論いただいている戸倉地区の高台に移転する場所がどういう場所になっていくのか、それから今の状況では防災機能という、道路にはそういう機能を持ってございますので、今後この防災機能をどのような形で国道に持たせるのか。それは、その高台移転とか、そういうものと関連があると思います。それから、戸倉地区には三つの2級河川がございます。それで、堤防の高さ、これもこれからどういうふうにするか、普通の護岸にするのか、そういったことも災害査定の中でまたこう決めていかなければならないということになりますので、こういったいろんな町の計画それから河川、それから防災機能を今後どういうふうに持たせるか、こういったところをいろいろ総合的に判断をしながら、あるいは県と町の方でいろいろ協議をしながら進めていくものではないかと思います。

ただ、現在のところは、具体的にここをどうしようという段階までいってございません。まず、高台移転とかそういうものがしっかり決まった段階で、そういった議論になるのではないかと思います。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） 鈴木委員さんのご指摘のとおりでございます。

早く、戸倉地区などは特に別な水源を求めれば、今回の台風のような被害には遭わなかったかと思うんですが、以前一般質問にも町長が申し述べておりますように、水源調査の予算措置を講じておりますので、それに基づきまして水源を町内で調査いたしまして、復興計画とあわせながら、確実に水源となる場所を確定したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、農業関係の第1点目、プロジェクトチームのことについてご説明申し上げます。構成員につきましては、JAそれから町、県の担当職員で構成しておりまして、水田それから牛関係、それからあとは園芸関係というふうなことで三つの部会に分かれております。その中で種々検討して、状況から申し上げますと専業で営んでいる方々が積極的に、今回もそうですけれども立ち上げを急いで具体的に行動に移っているというふうな状況でございます。

それから、耕作放棄地でございますけれども、農地面積1,417ヘクタールのうち、現段階で

耕作放棄地としてカウントしています面積が459ヘクタールでございます。今回、実証圃というふうなことで、これは丸々国の事業でございます、今回事業費は1,000万円で行っているわけでございますけれども、平成の森に避難されております被災された住民の方々に労力を提供していただいて、機械のリースでありますとかその他資材の調達というふうなことで、トータル1,000万円の事業費で事業をやっておるものでございます。これは、一応先進事例というふうなことで試みでやっておりますものでございまして、浸水した農地を修復するよりは耕作放棄地を活用するという効率性もある場合もあろうかと思っておりますので、この辺は具体的にもう少し突っ込んだ段階で種々検討してまいりたいというふうなことでございます。

それから、3点目の放射能でございますけれども、牛に関しましては7月28日に規制がかかりまして、8月19日に解除になりました。規制に関しまして、南三陸町の場合につきましては、被災後の野積みの稲わらを実際に給与した事例がほとんどありませんので、全頭検査ではなく1家で1頭だけ検査すればいいという1戸1頭検査というふうなことで、安全をPRしております。

それから、米につきましても、県の方で面積を決めておりまして、具体的に県内で何カ所という基準で決めておるもので、さらに本調査を行いまして、それで基準値をオーバーするものにつきましては最重点地区というふうなことで、おおむね15ヘクタールに1カ所というふうなことで絞り込みをした段階で、さらに密の検査をして安全の確認をして出荷に備えていくというふうなことで、検査しか皆さんに風評被害から守るすべはないのかなというふうなことで、その辺のところをもう少し強化してまいりたいというふうに思っております。

それから、最後でございますけれども、営農とか園芸法人化、6次産業化のことでございまして、今の段階ですとハウスにしましても狭隘な上に高低差があるとか、効率が悪いというふうなことでございますので、それは区画整理とか県とのやり取りもしながら、大規模化、効率化、それを踏まえた段階での今回の補助事業でございますので、その辺を導入しながら効率化等を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 道路の問題からいきますけれども、なぜ戸倉地域の398号線をお尋ねしているかという、まずもってご存じのとおり大被害地でございます。そういう中であって、またそこにかさ上げ、盛り土をしていって、果たして防潮の役に立つのかということなんです。一番太平洋に直面している場所でありまして、津波の波高がチリ地震津波から今回の東日本大震災までに戸倉を基準にして大体あげているんですよ。そうすると、やっぱり軽はずみな計画で

あってはならないと。それと、その道路をつくることによって高台避難が、特に戸倉の場合は全戸壊滅状態ですから、そういった意味合いではゴルフ場跡地だけでなくして、要するにコミュニティと業を営む上でやっぱり各浜、浜にそういう宅地造成、あるいは職住分離をいうのであればそういう道路をつくって宅地造成という形が私は好ましいのではないかなというふうな思いもするので、その辺を早めて。今回の被害は、優先順をつけるのが非常に難しいんだけど、398号線が完全に防潮堤の役割をしたり、あるいは通行不能にならなかつたり、そういった対策を早く講ずるべきではないかなと。その道路をつくることによって、水道等々においても早められていくのではないかなというふうに思うので、この398号線のあり方についてはやっぱり急ぐ必要性はあろうとそういうふうに思います。

それから、水道の関係なんですけれども、先ほど建設課長の河川が3カ所あるというようなことからすれば、その河川の上流を波伝谷の水源地よりももっと上手の例えば水戸辺・在郷の水戸辺川の上流、あるいは折立川、そういった箇所、箇所をよく早めて調査してやる必要性があろうとこういうふうに思うので、そういうことがこの報告の中では停滞しているように思いますので、道路にしてもあるいは農業の振興にしても、何かこの報告書を見るととまっているような感じなので、それを一步前進するそういった気概が必要だろうとそういうふうに思います。

次に、農業関係に移ります。プロジェクトチームなんですけれども、もちろんJA、これは農業団体の組織でありますから、この辺が動けばもっと早まるものかなというように思いもしますけれども、その主導機関は町ということになりますから、中を取って町、県という場合には町の方針というものが、南三陸町の農業の振興策にいかにかかせないものになっていくかということがいえると思うので、その辺をひとつもう少し、今回の報告ではプロジェクトチームはこういうことを今会議において検討しておりますとかというような形が好ましいのかなというふうに思います。この前の報告でもこういう文面であったやに記憶しておりますので、一步ひとつ前進して会議の成果なども、あるいは将来に向けた構想なども考えていただきたいなと。

課長説明のとおり、耕作放棄地が1,417町歩ある中で459町歩、約三十何%ぐらいです。そういうことの中で、浸水したところを復旧、復興できない箇所があるんです。例えば、戸倉地域。これは、水産課長がいるけれども、戸倉を毎日歩いてみておわかりだと思っただけけれども、そういうところは耕作できませんよ、査定をしてもらって国の買い上げを待つのみです、というようなそういう決断をしなければならぬのではないかなというふうに思うんです。そ

うということが、この文言の中に織り込まれてあれば随分稼いでいるんだなど、やっているんだなど、あるいは県に折衝、国に折衝というような形であるんですけども、少し前に進めていただきたいなど。そういう復興計画を今農業問題で考えてありますというようなことです。そういうことは、どうですか。やっぱり、今進めておるんですか、進めようとしているんですか、現在でストップしているんですか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 現在、防潮堤の高さ、それから構造、例えば防潮堤を高くした場合にその内側をどうするか、そういったことも今検討されてございます。それから、河川の改修。これは、道路にとって一番重要な問題でございます。どこで橋を渡るのかというところがありますので、そういった部分がこれから河川の堤防がどの程度の高さになって、どういう構造になって、そういうふうな河川の計画が出てきた場合、どこに橋をかけていくかということもございますし、それから高台移転になれば、当然海側を通っておりますけれども、やはり山側に道路を通していくというのは、これは防災上当然のことではないかと思っております。ですから、そういうところをいろいろこれからいろんな角度の中で検討しながら、そういう方向性というのを見出していくのではないかと思いますので、もうちょっとしっかりした整備の方針が出てきた段階で、もう少し突っ込んだ議論ができるのではないかと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、プロジェクトチームのことに关しましてご報告申し上げます。

主に3部会で構成になっておりますプロジェクトチームにつきましては、震災からの復興というふうなことがメインで活動しております。事業メニューにつきましては、東日本大震災農業生産対策交付金というふうなことで、どのような事業を今後展開できるかというふうなことで、具体的に今進んでおりますのが、前にも申し上げておりますけれども田尻畑地区の菊の栽培というふうなことで、その事業化に向けた段階での調整を今行っております。

それから、農地に浸水してどうしようもないところもあるのではないかというふうなことでございます。これに関しましても、災害復旧調査につきましては、浸水域全部行うことで事務を進めておりますけれども、ただ現状復旧なものですから、相対的な地盤沈下を起こしております。盛り土、農地も含めまして町全体のかさ上げが必要かなというふうなことが想定されるわけですが、農地の頭首工とか原形復旧で行ったのでは、原形復旧でやっても水が田んぼに乗らないと高さの関係でそういうふうなこともありますから、その辺も査定を受ける方に

こういう問題があるというふうな提示はしております。それでもって、現状復旧以上のものをしてしないと農地が復旧できないという要望を申し上げております。それから、災害復旧で一番重要なものが、復旧をした後に耕作をする必要があるというふうなことで、耕作しない土地を災害復旧することはできませんので、100%県の事業でトータル500万円ぐらいになるかと思いますけれども、地権者の方々の耕作の意思があるかないかというふうなことも踏まえまして、それをアンケート調査、県の100%事業でこれは年内ぐらいに実施をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） その水源の確保でございますが、河川ということもございまして、河川の場合、井戸と同じ考えかと思いますが、最低10年間の記録が必要かと思うんです。その渇水期、洪水期、豊水期とかそれらの記録をとってまして、1年間を通じて異常なく川は流れているような感じがしていますが、その季節、時期によりまして水の流れ、水位にも変化がございまして、1日に必要な水量が確保できるかということもまず、それを調査しなければならないものですから、それはある数年間の記録をとってそれで大丈夫だと。その位置も海水が上ってこない上流の地区ということで、海水が上ってこない部分とかそういう調査が必要なもので、それも期間がかかると思います。井戸もそうでございますが、ただここに水があるからといってそれが水源地といくわけにはございません。

ケーシングといって150ミリ、15センチ以上の鋼管を差して、そこで水質、それから揚水試験でございます。1日の必要水量が本当に確保できるかどうか、それは渇水期と豊水期と最低年2回試験をしまして、それで1日に十分賄える必要水量が確保できるというふうな、ちょっとすぐ水源を断定できるということは、河川もそうですが、井戸もそうですが、ある程度の時間が必要でございますので、その点のご理解をお願いいたします。

なお、河川水もいいんですけども、河川水から引っ張る場合は、その浄水施設としまして結構な工事費が、井戸の浄水場と違まして、河川水の場合はそれ相当の工事費がかかりますので、それもご了承いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 農業関係で今一つ聞きたいんですけども、先般、県の先生方が来たときに、農業振興地域を除外できないかというような話をしてやった記憶がございます。それと申しますのは、今家を建てたいといってもすぐ、農地登記されているところにはできないですね。農

地法の関係からすると。そういう意味合いで、私は除外地域、つまり農地の転用を図るためには期間が非常に短くできるわけです、建物を建てるとしても。今、入谷地域に随分住宅あるいはコンビニ、そういったものの設置が進められているようでございます。それも結局、所定の手続きはしてきたんだけど、期間が今までかかったというようなことでございますから、こういう話もひとつしておいていただきたいと。

それから、そのほかの質問のご答弁については了解いたしました。

さっき気がかりだったのは、米、稲わらについて西戸地区を重点地域にしたという話をしたんだけど、西戸地区の田と畑は全滅しているのではないかなと思ったんですけども、言いませんでしたか。この辺、この二つを今1回。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） まずもって、農地転用の関係でご説明を申し上げますと、9月1日現在で農地転用の申請件数は52件です。面積が593アールというふうなことで、例年の8.7倍の申請件数となっております。この処理の経過でございますけれども、農振の除外申請という手続きと農地転用という申請、二つの手続きが必要でございますけれども、震災前につきましては農振の除外申請は6月と12月しか受け付けをしておりませんでした。処理期間が6カ月ということでした。それが、今度震災以降になりますと、農地転用の申請と農振の除外申請を同時に受け付けると。以前は、農振区域の除外申請の6カ月を経て、農振の除外の手続きが完了した段階で初めて農地法の農地転用の手続きを受け付けすることができまして、40日、1カ月半で許可が下りておりました。ですから、トータルで8カ月ぐらい農振区域に入っていればかかったんですけども、今の段階では、同時に受け付けをいたしまして、農振の除外申請で2カ月半、農地法の農地転用に関しましては40日ですから、それが同時に進行しますので2カ月半で下りるというふうなことで、早期に対応になっておるというふうなことでございます。

ちなみに、農振計画につきましては定期的に見直しをやっておりまして、志津川と歌津地区ですけれども、志津川地区は平成12年に設定した後、平成21年に、9年ぐらい経過して農振の見直しをやっております。歌津地区は、平成21年の前は平成8年ですから大分前になるかと思えますけれども、いずれにしても今回浸水した区域とこれから市街地形成とかがありますので、農振の区域の見直しはこれから図っていく必要があるのかなというふうなことでありますので、時期を見た段階で適切な農振区域の張りつけというふうなことを考えていきたいと思えます。

西戸地区は、重点地区というふうなことで……。 （「西戸の件」の声あり）西戸地区は、重点地区にはなっておりません。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 きょうは、被害状況及び復旧状況についてということですが、その中で、それ以外になるかわかりませんが、災害関係の伺いをしたいなと思います。

ちょっと何日か前に、三陸新報さんに掲載された高台移転の、あれは議会にはまだ配付していないのではないかと思いますけれども、配付したでしょうか。あれは、非常に申し分のない本当に立派なまちづくり計画だなと思いますが、まだ渡さないのではないかと思いますよ、議会に。だって、議会の皆さんが初めて見ると言っているんだもの。私1人であれば、けれども。それはどうなっているのか。非常にいい計画でもあるし、この際、説明していただければいいなと思ったんです。

それから、終わったといえば終わったことですが、戸倉4地区より要望書か何か出ましたね。だけれども、その常識というか、署名簿は、役場の総務課で一生懸命つくってやったとかということを聞いているんですけれども、これは間違いないのかどうか。それから、今後もそういうところの部落でもそういう要望するときは、役場で作ってくれるのかとか。つくってくれたとするなら。

それから、これも済んだことですが、済んだというかまたすぐ議会がありますから、先ほどのこれは否決になったから終わるというものではないと思うんですが、そのキャピタル。余り語りたくないけれども、ただ考えれば考えるほど会社の電話もない、社長もないということになれば、今は携帯電話も持っていない人はないと思うんですが、社長の携帯電話も教えることはできないのか。それとも、この山中博道、この人の住所も教えられないのか、電話番号も住所も。公の約1億円の土地をそんな、副町長と2人で買うならいいんですよ。それを町民が求めていることに対して教えられないなんて、そんなことは黙って見ていると思いませんよ、世間は。そういうことを指摘しておきますが、その2点。まだ、これは議会で決議する必要がありますから、そこら辺をそれまでによく考えて、今の考えがどうであるか、その辺を。

その3点について、まずもって伺いをしたいと。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先般、三陸新報の方に掲載された志津川地区と歌津の伊里前地区の土地利用計画につきましてですが、8月7日に開催されました有識者による策定会議

の資料ということで、私もちょっと今そのものがないんですが、8月12日の臨時会の時に策定会議の報告ということでお示ししたような記憶がございます。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） その署名簿を総務課でつくったというご質問でございますが、課としてつくったことはございません。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、阿部委員のお話でございますけれども、先ほど三浦委員にもお話ししたとおりでございますが、確かに事務手続き上は公の部分でございますけれども、先ほど申し上げましたようにその方の連絡については個人の電話ということでございますので、その辺差し控えさせていただきたいということでお話しを申し上げさせております。現時点では、その考え方に変わりはありません。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 そうです。8月12日に渡しているということですね。ああ、違うんじゃない。勘違いしているんじゃないの。こっちが勘違いしているのかな。私だけではないから。これは違うようだけれども、まあいいです、それは。何ぼか違っているから、間違いなく、これは。

それから、総務課ではつくっていないんです。そんなことは、総務課の職員がつくったというようなことなんです。そこまでわからなければ、わからないでもいいんです。総務課では、そんなことはもったもです。する必要がないのに。したと語れば大変だもんね。そういうことですので、まあいいです。

時間もこれは4時で大体終わりですので、いろいろこれにはきりがなく伺いたい部分はありますが、きょうのところは私の分はこれで終わります。

○委員長（西條栄福君） お諮りしたいと思います。

議事の延長をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、これより暫時休憩に入りたいと思います。（「何時までやるの」の声あり）けさ、口述で申し上げましたように、この後議案82号、83号、災害復旧費、緊急性があるということでご協力のお願いを申し上げておりますので、できればそちらの方まで進めたいというふうに思っております。（「委員長、あした朝からやったらいいのでは」の声あり）そのことは、皆様のご意見でそういうふうな意見が多ければ、そのようにしたいと

思いますので。（「朝から」の声あり）それでお諮りしているんです。

それでは、ここで休憩をして、今被害状況をやっておりますので、これに関して時間延長をしたいと思います。三浦委員。

○三浦清人委員 いま、被害状況をしているが、終わらないのでは。

○委員長（西條栄福君）あとは、決算審査中でありますので、決算審査の正副委員長と相談しましてこの後の延会の部分は決定したいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。（「いま、我々が話したこと」の声あり）いや、だからあしたの朝……。そうそう、それを正副委員長と協議してということです。

それでは、休憩をしたいと思います。3時55分再開といたします。

午後3時43分 休憩

午後3時55分 再開

○委員長（西條栄福君）おそろいようございます。再開をいたします。三浦委員。

三浦委員、三浦委員、すみません。ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちください。

4時に町長に四国から来客があるということで、町長は4時から少し時間をちょうだいしたいということでございますので、その質問は町長にございますか。（「はい」の声あり）それでは……。〔「最終的には町長でしょう」の声あり〕

それでは、きょうはこれで延会にしたいと思います。町長に来客ということでございますので。

それでは、きょうはこれで延会といたしまして、あしたの朝10時より本日の議事を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君）それでは、そのように取り計らいます。よろしくお願ひいたします。

午後3時56分 閉会